



平成 2 6 年 第 2 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 6 年 6 月 2 日
至 平成 2 6 年 6 月 1 1 日

本 別 町 議 会

平成26年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

平成26年6月2日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	行政報告
日程第 6 承認 第 1 号	専決処分の承認を求める件〔平成25年度本別町 一般会計補正予算（第16回）〕

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	行政報告
日程第 6 承認 第 1 号	専決処分の承認を求める件〔平成25年度本別町 一般会計補正予算（第16回）〕

○出席議員（11名）

議長 12番 方川一郎君	副議長 11番 林武君
2番 山西二三夫君	3番 戸田徹君
4番 黒山久男君	5番 小笠原良美君
6番 山田鶴雄君	7番 方川英一君
8番 笠原求君	9番 高橋利勝君
10番 阿保静夫君	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長 高橋正夫君	副町長 砂原勝君
会計管理者 黒田匡君	総務課長 大和田収君
農林課長 工藤朗君	保健福祉課長 吉井勝彦君
住民課長 千葉輝男君	子ども未来課長 井上松子君

建設水道課長	能 祖 豊 君	企画振興課長	川 本 秀 二 君
老人ホーム所長	岩 城 幸 宏 君	国保病院事務長	毛 利 俊 夫 君
総務課長補佐	三 品 正 哉 君	建設水道課長補佐	高 橋 優 君
教育委員長	水 谷 令 子 君	教 育 長	中 野 博 文 君
教 育 次 長	佐々木 基 裕 君	社会教育課長	安 藤 修 一 君
農委事務局長	山 本 光 明 君	代表監査委員	畑 山 一 洋 君
選管事務局長	大和田 収 君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総務担当主査	松 本 恵 君
---------	-----------	--------	---------

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成26年第2回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、山西二三夫君、黒山久男君、及び戸田徹君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

○議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成26年3月20日、第1回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日6月2日から6月12日までの11日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は6月5日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに5件の提出がありました。

手話言語法（仮称）の制定を求める陳情、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情、地方財政の拡充を求める陳情書、住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書提出を求める陳情、以上5件については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻、回覧に供することといたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月2日から6月12日までの11日間とすることにしたいと思いを御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月2日から6月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、6月3日から9日までの7日間を休会にしたいと思いを御異議ありませんか。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、6月3日から9日までの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第6号平成25年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第6号平成25年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成25年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページ以降の繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

平成25年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

6款農林水産業費1項農業費農業基盤整備促進事業については、国の好循環実現のための経済対策に伴う補正予算によるもので、2月の臨時議会で補正したものであります。合計金額は4,153万7,000円、翌年度繰越額も4,153万7,000円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が2,035万円、地方債が1,660万円で、一般財源は458万7,000円であります。

次のページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費橋梁長寿命化事業についても、国の好循環実現のための経済対策に伴う補正予算によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は1億3,000万円、翌年度繰越額も1億3,000万円で、うち、未収入特定財源は、国庫支出金が8,450万円、地方債が4,550万円で、一般財源はございません。

次のページをお願いいたします。

8款土木費5項住宅費栄町団地公営住宅建替事業についても、国の好循環実現のための経済対策に伴う補正予算によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は7,610万7,000円、翌年度繰越額も7,610万7,000円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が3,164万4,000円、地方債が3,150万円で、一般財源は1,296万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

8款土木費5項住宅費向陽町団地公営住宅改善事業についても、国の好循環実現のための経済対策に伴う補正予算によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。合計金額は5,815万6,000円、翌年度繰越額も5,815万6,000円で、うち、未収入特定財源は、国庫支出金が2,123万1,000円、地方債が2,100万円で、一般財源は1,592万5,000円でございます。

次のページをお開きください。

9款1項消防費池北三町行政事務組合負担金消防救急デジタル無線整備事業は、消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化に伴います本町工事分によるもので、12月の定例会で補正したものであります。

合計金額は7,254万2,000円、翌年度繰越額も7,254万2,000円で、未収入特定財源は、地方債が7,250万円で、一般財源は4万2,000円でございます。

以上、平成25年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第7号専決処分報告、平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約の変更について、報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第7号専決処分報告。平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約の変更につきましては、平成26年議案第45号として先の議会で議決をいただき、平成26年4月28日に締結いたし施工しておりますが、施工にあたり試験杭打設の結果、4メートルで設計支持力が達せられることから、当初設計におけるH型PCパイル杭、長さ5メートルから4メートルに変更したことにより工事費が減額したためでございます。

1の契約の変更内容は、契約金額の変更をするもので、変更前が6,480万円で、変更後が6,447万6,000円となり32万4,000円の減額変更をするものであります。

2の契約の変更理由は、ただいま申し上げましたので省略をさせていただきます。

以上、平成25年度栄町団地公営住宅建替工事（12号棟）請負契約の変更についての専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第8号専決処分報告、平成26年度本別町一般会計補正予算（第2回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第8号専決処分報告。平成26年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,064万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金70万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、帯広市西9条南16丁目にお住まいの〇〇〇様から10万円、本別町南4丁目にお住まいの〇〇〇〇様から10万円、函館市本通2丁目にお住まいの〇〇〇様から50万円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により基金への積み立てに充てるものでございます。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から平成26年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成25年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成26年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成26年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成26年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議長の動静の報告について。平成26年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成25年度各会計の決算見込みにつきまして報告をさせていただきます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額79億3,810万円に対し、歳出総額が78億1,543万5,000円で、歳入歳出差引額は1億2,266万5,000円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分3,351万7,000円を差し引いた実質の収支は8,914万8,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額14億360万1,000円に対し、歳出総額は12億7,594万6,000円で、歳入歳出差引額は1億2,765万5,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億1,259万8,000円に対し、歳出総額は1億1,221万8,000円で、歳入歳出差引額は38万円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額8億9,542万6,000円に対し、歳出総額は8億7,732万2,000円で、歳入歳出差引額は1,810万4,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額2億8,084万6,000円に対し、歳出総額は2億7,505万4,000円で、歳入歳出差引額は579万2,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億5,955万3,000円に対し、歳出総額1億5,751万6,000円で、歳入歳出差引額は203万7,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額5億1,125万6,000円に対し、歳出総額5億772万3,000円で、歳入歳出差引額は353万3,000円となる見込みであります。

次に、水道事業会計の決算見込みについてであります。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億3,604万8,000円、支出につきましては1億3,519万4,000円で、当年度純利益は85万4,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が3,623万9,000円、支出は7,668万4,000円となり、不足額4,044万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、国民健康保険病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、平成25年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万8,392人で、前年度比272人の増、外来患者数が5万5,328人で、前年度比6,174人の減、年間延患者数は7万3,720人で、前年度比5,902人の減となったところであります。

次に、収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は12億1,821万3,000円、支出は13億1,660万9,000円で、当年度純損失は9,839万6,000円となる見込みであります。

前年度繰越欠損金を加えました平成25年度末の未処理欠損金は17億4,760万7,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が1億154万1,000円、支出は1億3,110万円となり、不足額2,955万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成25年度各会計の決算見込みについての報告とさせていただきます。

次に、町税等の収納関係について報告をいたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億3,576万4,731円に対し、収納済額は9億2,635万7,959円で、99.0パーセントの収納率となり、前年

度比0.2ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が4,665万7,700円に対し、収納済額は743万4,323円で、15.9パーセントの収納率となり、前年度比5.2ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が3億618万9,609円に対し、収納済額は2億9,515万9,791円で、96.4パーセントの収納率となり、前年度比0.7ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が6,321万8,884円に対し、収納済額は913万442円で、14.4パーセントの収納率となり、前年度比3.2ポイントの増となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合わせました収納率は、前年度比1.2ポイントの増となり、国民健康保険税は3.4ポイントの増となったところであります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についての報告をいたします。

本年4月からの消費税率引き上げに伴いまして、所得の低い方や子育て世帯に与える負担の影響を緩和するために、国が今年度限りの暫定的、臨時的な措置として給付措置を行うものであります。

臨時福祉給付金の対象者は、平成26年1月1日現在において住民基本台帳に登録されている世帯で、町民税が課税されない方などですが、課税者の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となります。

給付額は給付対象者一人につき1万円を基本とし、高齢基礎年金などの受給者や、一人親家庭に支給されております児童扶養手当などを受けている方は5,000円を上乗せして1万5,000円となります。

また、子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月分の児童手当を受給し、かつ、平成25年度の所得が児童手当の受給対象の範囲内であることが条件となっております。対象児童一人につき1万円を支給するものであります。

なお、給付はそれぞれ受給対象者の申請に基づいて行われますが、受給はどちらか一つとなるために、両給付金対象となる方につきましては、臨時福祉給付金が優先となり給付されることとなります。

申請の受け付けは、総合ケアセンター内保健福祉課、子ども未来課、役場勇足、仙美里両出張所の各窓口で行い、申請期間は、受付開始日から3カ月を基本としておりますことから、7月1日から10月1日までを予定しております。

周知に際しましては、給付措置に関するチラシを広報ほんべつ6月号に折り込むほか、広報ほんべつ7月号にて詳細を掲載するなど、多様な手段により周知を図りますとともに、関係課によります連携を密にし準備を進めてまいります。

次に、私立幼稚園へ通園する第3子以降の園費の負担軽減についての報告をさせていただきます。

本町では、学校法人本別カトリック幼稚園により幼稚園が運営されております。6月1日現在、3歳児15名、4歳児14名、5歳児15名の計44名が通園しております。

本町における園費の負担軽減措置といたしましては、本別町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づきまして、幼稚園に対し園費の減免分を交付し、同額を幼稚園から保護者へ給付しているところであります。

しかし、本年度から、子育て世代にかかわります経済的負担を軽減し、3人目以降の出生率の向上を目指し、安心して子どもを生み、仕事と子育てのできる環境を整えることにより、少子化対策と本町独自の子育て支援の充実を図ることを目的といたしまして、保育所の保育料を、満18歳に達する年度末までの子を3人以上扶養している場合は、同時入所にかかわらず3人目以降の児童の保育料を全額無料とすることとしたところであります。

このことに伴いまして、幼稚園につきましても保育所と同様に、通園する3人目以降の園児の園費が無料となるよう、本別町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の見直しを行い、子育て世代における負担の平準化を図ることといたしました。

なお、予算につきましては、現行における本別町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱により当初予算を計上させていただいておりますが、補助額につきましては、保護者の所得等により変更が予想されますことから、この支援にかかわります予算につきましては、補助額の確定後、補正対応をさせていただきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いする次第であります。

次に、本町の出資しております第三セクター企業の経営状況について報告をいたします。

株式会社本別システム総合研究所の平成25年度の経営状況であります。昨年からは引き続き経済政策アベノミクスや円安の効果により、建設業や輸出産業においては、業績の改善が見込まれておりますが、地方におきましては、それらの恩恵を受けた建設業で高水準となったものの業種によって二極化が進み、今後先行きが不透明な厳しい状況が予測をされております。

この厳しい経営環境を生き抜くため経費の削減や効率的な営業展開に力を注ぎ、コスト意識を強くもって収益性と採算性を考慮し経営努力をしてまいりました。

平成25年度は、売上高、前年比0.7パーセント増の3,900万円、経常利益は前年比33パーセント増の16万円となり、昨年とほぼ横ばいの実績ながら増収増益で今期も薄氷ながら6期連続での黒字決算となりました。

今期につきましては、健康管理システムの更新やマイクロソフト社によりますウィンドウズXPのサポート終了に伴う企業及び個人向けパソコンの買い換え受注、少ないながら消費税増税前駆け込み需要、株式会社帯広シティケーブルとのインターネット接続サービス及びサポート業務の提携等により黒字決算を出すことができました。

今後、関連会社からの請負、本別町からの保守、委託業務のほか株式会社帯広シティーケーブルとのサポート提携など、町民とのかかわりも深まる中、まちの便利屋として地域情報化を後押しし、大型受注に頼ることなく売り上げを確保することにより、より安定的な経営を目指していかなければならないと考えております。

次期以降も厳しい状況が予想されますが、会社の収益性、業務の採算性を考えながら、引き続き全職員一丸となり努力することの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（方川一郎君） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成25年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成25年度本別町一般会計補正予算（第16回）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成25年度歳入の譲与税及び交付金の精査並びに地方交付税、特別交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,502万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,436万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金1億7,502万5,000円は、地方交付税、譲与税等の歳入の精査によります収入増を財政調整基金に1億1,715万5,000円、公共施設等整備基金に5,787万円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は、当初1億9,000万円の取り崩しですが、前回までの計上

分と合わせて1億9,858万円を積み戻すこととなり、公共施設等整備基金は、前回までの計上分と合わせて1億8,488万7,000円を積み立てることとなります。

なお、土地開発基金を除く全基金の25年度末残高は、前年度より1億8,538万7,000円増の36億3,767万7,000円になる見込みであります。

次に、5ページ、6ページにお戻りください。

歳入であります。2款地方譲与税4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、8款自動車取得税交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税1億1,193万6,000円の増額は、普通交付税、特別交付税の確定によるものであり、普通交付税総額は30億924万4,000円で、前年比0.1パーセントの増、特別交付税総額は3億5,877万5,000円で、前年比5.2パーセントの減であります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総合計は36億2,818万5,000円で、前年比0.1パーセントの減となりました。

次の21款1項町債5目1節教育債学校給食共同調理場改築事業債6,450万円の増額は、借入額の確定によるものであります。

次に、4ページにお戻りください。

第2表、地方債補正であります。1、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。過疎対策事業、限度額3億6,390万円を4億2,840万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成25年度本別町一般会計補正予算（第16回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成25年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成25年度本別町一般会計補正予算(第16回)〕については、報告のとおり承認されました。

◎散会宣告

○議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日6月3日から9日までの7日間は休会であり、6月10日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、6月5日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

散会宣告(午前10時37分)

平成26年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

平成26年6月10日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君 | 副議長 | 11番 | 林武君 |
| | 2番 | 山西二三夫君 | | 4番 | 黒山久男君 |
| | 5番 | 小笠原良美君 | | 6番 | 山田鶴雄君 |
| | 7番 | 方川英一君 | | 8番 | 笠原求君 |
| | 9番 | 高橋利勝君 | | 10番 | 阿保静夫君 |

○欠席議員（1名）

- 3番 戸田徹君

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|--------|----------|-------|
| 町長 | 高橋正夫君 | 副町長 | 砂原勝君 |
| 会計管理者 | 黒田匡君 | 総務課長 | 大和田収君 |
| 農林課長 | 工藤朗君 | 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 |
| 住民課長 | 千葉輝男君 | 子ども未来課長 | 井上松子君 |
| 建設水道課長 | 能祖豊君 | 企画振興課長 | 川本秀二君 |
| 老人ホーム所長 | 岩城幸宏君 | 国保病院事務長 | 毛利俊夫君 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉君 | 建設水道課長補佐 | 高橋優君 |
| 教育委員長 | 水谷令子君 | 教育長 | 中野博文君 |
| 教育次長 | 佐々木基裕君 | 社会教育課長 | 安藤修一君 |
| 農委事務局長 | 山本光明君 | 代表監査委員 | 畑山一洋君 |
| 選管事務局長 | 大和田収君 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君 総務担当主査 松 本 恵 君
総務担当主任 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

○議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに2件の提出がありました。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択等の陳情については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

T P P協定交渉から十勝を守り抜く決議と採択に向けた陳情については、議会運営基準139運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに6件の提出がありました。義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善就学保障充実など、2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書、地方財政の充実、強化を求める意見書、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子供の実体に応じた高校づくりの実現を求める意見書、平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、現場無視の農業改革に反対する意見書、労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書、以上6件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定しました。

以上、報告いたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（方川一郎君） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

5番小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告しております空き家対策について質問をさせていただきます。

ここ数年、町内各地区において空き家が目立つ状況にあり、地域全体にとり防災・防犯・環境上からも問題になってきています。

個人の所有物を行政が処分することは簡単にできることではありませんが、本町の現状と今後の対応について町長の考え方を伺います。

まず、1点目に、この空き家については平成20年度の国土交通省の調べによりますと、全国で757万戸あり、全体戸数5,759万戸に占める割合は13.1パーセントに当たるそうであります。

本町においても、空き家と見受けられる建物が近年、目立ってきている現状にあります。その要因は、高齢化に伴い施設に入所されたり、子供さんのところに身を寄せるなど、さまざまなケースによるものと考えられますが、この状況は1年ますごとに多くなっていくことが考えられます。

元来、個人が所有する物件は個人の責任において維持、管理することが基本であります。処分するためには高額な解体費用がかかることや、更地にした場合に固定資産税が数倍になることなどが自発的に空き家を解体することを妨げていると考えられます。

全国的にも空き家については問題となっており、空き家対策の推進に関する特別措置法案が今国会に提出されるようではありますが、法案が制定された場合、地方の空き家対策に及ぼす影響をどのように受けとめておられるかについて伺います。

2点目に、本町でも増加している空き家について、適正管理に関する条例を制定し、空き家対策に取り組み、まずは明らかに廃屋と思われる空き家の近隣地域で生活している方の防災・防犯・環境などへの不安の解消を図ることが必要かと思いますが、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の質問の答弁をさせていただきますが、空き家対策についてですが、ちなみに池北三町という消防のほうで防災の観点から実は調査していますし、また衛生組合の春と秋の一斉清掃の大変な取り組みの中でもこの空き家情報含めて、周辺の環境整備などなどの情報をしっかりと調査をいただいているところなのですが、消防の防災上のこの調査の中では今、町内のは120戸ほどのこの空き家が存在をしているということでありまして、そのうち火災予防上必要な措置を講じなければならないと思われる家屋は30戸程度あるということで、これは現在、消防署で書面による指導を行っているところであります。

このような御質問のように、非常に近年は空き家がふえているのですが、現状を見ますとこの住宅をまた借りたいという人もかなり多くなっているのですが、住宅選考委員会のときなどもそうなのですが、公営住宅では必ず選考委員会が開かれるのですが、そのときの情報の中でも、かなり街の中に空き家があるのですけれどね、というお話があるのですけれども、調査というかよく見てみるとほとんど家財道具がそのままになっているという住宅が本当に多いです、相当。

ですから、そういう意味ではこの賃貸でうまく活用してもらおうというものなかなか

難しいとか、さらには長年、もう誰も住まないで解体するという人も、御質問にありましたように相当、経費もかかるなどなど含めて、町のほうで引き取っていただけないですかというお叱りもかなりあることも事実でございます。

また、主目的が明確になっている部分であったら検討の余地もあるのですが、なかなか個人のもの、もう使わないから町で引き取ってくださいとか、それはなかなかそういかないのが現状なのですが、それだけ御質問にありましたように全国非常に多くなってきている中でも、本町でもこのような状況が顕著にあらわれているということでもあります。

その中で、国が今、これらの状況を憂いながら新しく法案を提出をして、この空き家対策をしっかりと取り組んでいこうという方向を出して、今国会に提案をしようとしているのですが、国会もあと日数がわずかですから提案されるかどうか非常に時間的に微妙かなと思うのですが、ただ、もしこれが提出されるようになったら自治体のほうでもどういった影響があるかということなのですが、これはやはり国からの指針というのをしっかりと示されるということだというふうに思いますので、個人の財産と言いつつも、市町村における空き家の対策というのは非常にやりやすくなるだろうというふうには受けとめています。

特に、敷地内の立ち入りの調査だとか、また、市町村が固定資産税の情報をもとに所有者を調べたりするわけですが、それらを含めて非常に調査がスムーズに行くような状況になるのではないかなと思いますし、また、倒壊のおそれがある住宅については、所有者に対して撤去だとか、修繕を命令できる権限を与えられるというふうになるのではないかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、この国からの指針が示されるということでは非常に町村の対策としてはやりやすくなるだろうということと考えております。

今、御質問にありましたように、この空き家がそのままになっているという背景はやはり撤去に対する高額な費用がかかるということでありまして、さらにまた、これは解体して更地にしますと用地の固定資産税の軽減措置が受けられなくなるという、そういう制度も半面あるのです。

ですから、そのことも含めてやはり法律だとか、条例のみでは解決されることが困難だというような状況もさらに考えられるということでもありますので、地方においては税制改正の動向など見きわめながら、また行政全般にわたる制度設計なども、この空き家の解消のみならず、また廃屋や空き家をふやさないためにも総合的な検討を進めていく必要があるというふうに思っております。

次、2点目ですが、空き家などの適正管理についてであります。条例をつくっていくなどなどの御意見をいただきました。

なかなか、これは所有者含めての理解をいただかなければ町で条例を制定して、それを施行するというわけにはなかなかいかないという状況もありますが、これはその

前にとにかくどういう状況になっているかということを含めて、空き家の情報を細かく地権者含めてしっかりと把握していくということが必要だろうというふうに思いますので、ことしは厚生労働省の新規のモデル事業がありまして、低所得者、高齢者などの住まい、生活支援モデル事業というものがありますから、これを活用をして町内における空き家の実態調査からスタートしたいというふうに考えております。

これもまだ、内示は来ておりませんが、内示がもうじき決定の通知が来るのではないかと思いますので、これらの国のモデル事業の中で、それぞれ今までも積み上げてきたものがありますけれども、詳細にわたって空き家情報をしっかりと把握しながら、今後の対策に向けて適切な処置ができるような調査を進めていきたいというふうに思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきます。

実は4月に議会が行いました懇談会の中で、空き家について御意見が出たというのが一つあります。

その中では、先ほど申し上げましたけれども防災、防犯上、風が吹いたり、台風が来たりしたときに屋根が飛んだり、壁がはがれたりとかということが考えられると、それからもう一つ、やはり一番心配なのは火災の心配、空き家が廃屋に近くなっているとちょっと火の気が入ると火災になると、その心配がある。

それから、環境的なことからいいますと庭木なども放置されておりますので、中にはシラカバなどがあって花粉が飛散して、アレルギーを持っておられる方が困るというようなことも実際に起こってきているというような御指摘があったということの一つ申し上げておきたいと思っております。

ただいま、町長のほうからもございましたように、それぞれの持ち物ですから、行政が簡単に対応するというにはならないかとは思いますが、実際に困っている方々もいるということも現実にあるわけですから、そこを何とかして対策を講じていくということが必要かと思っております。

私がちょっと調べたところでは、各市町村がこの空き家対策を行うために条例を制定しているというところがあります。全国では25年1月現在では138市町村がそういう条例を設置をしていると、北海道におきましては、これも同じく25年1月現在でまだわずか10市町ですね、村まではこの段階ではいっていません。その後、少し動きがあるようですけれども、正確なところはこのぐらいの状況なのかなというふうに思います。

このそれぞれいろいろなところを見ていきますと、やはり困ってそういう条例をつくっているというケースが多いように思うのです。一番最初に日本で空き家の適正管理に関する条例を制定したところは所沢市なのだそうですけれども、そこはいち早く

条例を制定して対策に乗り出したというふうに情報の中にはありました。

そういうふうにして行っている町もあるわけですので、難しいといながらもやるのが地域の皆さんのためにつながっていくのではないかなというふうに思っています。

私、今回、特に重視しておりますことは、廃屋に近い建物が放置されている、すぐ隣に住んでいる方からの訴えがあったのです。いつも、火災につながるのではないかと不安のもとで生活をしているのだよと、こういうお話を聞きました。これもまた大変なことだなど、個人での対応というのは限界があると思うのです。隣の方ですから、以前どういう方が住んでおられたかということがわかっていて、遠いところにおられるので連絡はしたと、でも持ち主はかなり高齢になっているので、そちらで何とかしてほしいという、こういう状況、そこからは脱することができない。これは、もう個人の限界だろうというふうにおっしゃってありました。私もそう思います。

そうすると、やはりこういうような条例などをつくって、行政が動けるようにして、そういう情報をまず得て、そして指導なり、勧告なりをしていくというようなところへ踏み込んでいくということが、そういうことの解消を図るところにつながっていくのではないかなというふうに思いますが、その辺のところを一つ伺いたいと思います。

それから、先ほど町長のほうから空き家の戸数のお話が出ておりましたけれども、私も少し調べたところ、全体戸数でいきますと町内には3,500戸、これは広報紙を、自治会に加入している戸数だそうなのですが、3,500ちょっとぐらいになるのだそうです。そのうちの共栄から錦町の範囲でいきますと143戸の空き家が存在しているのだそうです。ことしの春の調べだそうです。それから仙美里と勇足の元町合わせて19戸の空き家があるのだそうです。合わせますと162戸の空き家があって、先ほど町長がおっしゃられた30戸がその火災法上、危険とみなされるものがあるのだというふうに私はお聞きをしております。

そういう危険と隣り合わせに生活をしておられる方々、その不安を解消するためにもぜひ先ほど町長がおっしゃられたように、国がどういうふうに条例をしていくのかということがまだはっきりしていないので、町としてもその辺は難しいかとは思いますが、できる限りそういう人の不安の解消をすることは必要なのではないかなというふうに思いますが、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再度の質問の答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほど少し申し上げましたけれども、そういう空き家になったり、また廃屋と言われるような状況も含めて、危険度など含めて、危険と思われるものについては消防のほうからも書面で連絡をさせていただいて、そして改善を要請していると、そのほかに衛生検査のときの情報など含めては、これはそれぞれ町のほうの手段でしっかりとその

不在地主の方に連絡させていただいたり、また書面で通知をさせていただいたりするのが現状なのです。現状だけれども、御質問にありますようになかなか離れていると、いやそこまで、遠くまで行けないと、年齢の問題だとかいろいろあるのです。そうすると、何とかしてくれませんか、もういいですから、町へ寄附しますので引き取ってくれませんか、先ほど言ったようにそういうケースもあるのです。でも、それがそうですかということにいかないというのが今の現状なのです。

ですから、たとえ条例をつくっても、どういう条例にするか別にして、条例つくっても強制力はないわけですから、これはそうもいかない。これはやはり国の制度の法律の中で、しっかりした仕組みがあって、そういう国がそういう法律をつくっていただかなければ、なかなかその調査権限も改善命令も修繕命令もできないというのが我々の対応としては苦慮するところです。

ですから、そういうこと含めて、だから強制的にやるということではないですけれども、それをつくったにしても、例えばそれではこれはもう相当、年数がたっているので危険な建物だから、例えば取り壊しますよとなったら、その経費は一体誰が負担するのですかと、こういうことにもなるのです。ですから、なかなかそこは現実の切ない願いと、それをどう執行するかということも含めて、どう改善していただくかも含めては、これが一番難しい問題なのです。

だから、できるだけ本当の現状を理解していただいて、何とか地主の皆さん方のこの思いで、力で、やはりしっかりと管理していただくと、こういうことの今までのお願いをずっとして、本当に何件もそういう意味では現地の中でそれぞれ対応していただいているのが現状でありますので、そういう部分については現実にも実際に行っているところがほとんどでありまして、決して放置しているわけでもありませんし、そういう意味では、逆にこのボランティアの方々も含めて庭木だとか、また敷地内の雑草が生えるわけですから、それらの管理も含めてやっていただいたり、地権者の方が隣近所に住んでいた人をお願いをして、そこを管理していただいているというのが大半でありまして、それでもどんどん年齢というのは高齢化になっていっている部分もありますが、そういうなかなか地権者の人も大変になり、また地元の人も大変になりというような状況の中で、実はこの問題というのは少しずつ改善をさせていただきながら進んでいるというのが現状でありまして、今、言われるような部分についてすかつとした解決をするというのはなかなか難しいというのが現状であります。

そのような中でも、やはり空き家を含めてのしっかりとした現状確認をさせていただいて、それをもとにどのような、こういう改善ができるのか、またどのようなふうな手法がとれるのか等含めてしっかりと対応していかなければならないということで、この際ですからモデル事業にも手を挙げて、しっかりとこれを調査していきたいと、その調査データを、これは例えばリフォームできるのか、また再利用できるのか、また賃貸で貸すことができるのかなどなど含めて、それらも細かく分析させていただき

ながら、有効に活用できる部分、そしてまたこれは危険度を含めたり、防犯上、火災の防災の心配上についてはどのようにするかなどなど、しっかりきめ細かく分析をしながら対応していく体制をとっていかなければならないと、こう思っておりますので、それらも含めて対応していきたいなと思っております。

実は、先日も北海道町村会の要請活動で行ったのですが、この問題についても私ども取り上げて、公共施設もそうなのですけれども、公共のものも古くなったら壊しなさいよという条例はいいのですけれども、それはどこで経費を負担するのですか含めて、個人の財産と言いながらも国が法律を通した暁には、これらのやはり補助制度もしっかりつくっていただかなければ、既に不在どころか地権者の方がそれぞれお亡くなりになっているようなケースもないわけではありませんので、身寄りがない家庭の廃屋になっているところだとか、不在になっているところがかなりのケースとしてあるわけですので、それらも含めて国のほうもしっかりとした応援態勢をいただきながら、地元も連携してやると、このような要請もさせていただいていますので、これは本当に御質問にありましたように全国的にも13パーセント、これだけの空き家、廃屋になっているという現状でありますので、それらも含めてしっかり対応していきたいなというふうに思っています。

それらの問題の解決には直接、今ならないかもしれませんが、その間のそれぞれの地域からのお願いだとか、そういう苦情など含めてはしっかり受けとめて、必ず地権者の方に連絡をさせていただきながら、改善をお願いすると、個人情報と言いながらも、やはりそこに持っている、やはり危険度が高いわけでありますから、それらも含めて、その問題もクリアしながら積極的な改正をしていただけるようお願いをしているのが現状でありますので、近々、できれば本当にこの国会中に案を提出いただいて、成立していただくというのが一番の願いでありますので、それらができましたらすぐに本町も対応できるような、そういう条件を整えていきたいなというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 1問目については、ただいま答弁をいただきましたので、条例が制定されるようになればそれに添って、本町も取り組みをしていくというお話でしたので、その辺は理解をいたしました。

2問目のことですが、そのお考えとしては国がその条例を制定するのであれば、条例ができてから町もやるのだよというニュアンスだというふうには思いますが、先ほどから申し上げておりますように、その廃屋の近くで生活されている方が危険を感じているということでもありますので、私はこういうようなことを提案してみたいと思うのですが、現在の状況の中で、実際に建物とか土地を所有されている方々に向かって適正管理の啓発といいますか、そういう活動も一つの方法としてあるのではないかと

というふうに考えております。

それはどのようなことをすればいいのかというと、例えば特定をするのではなくて、広くこういう空き家がたくさんふえていて、今、困っていますよというようなことを訴える手段として広報紙に載せるとか、ホームページだとか、それからチラシなどを利用して、それぞれの皆さんの持ち物でありますから、それぞれが管理をして、適正な管理をしていただくことが基本ですよというような投げかけを、まずしていくことが一つの方法としてあるのではないかと、日本全国で非常に困っているわけですから、中身としては今の町内における空き家の状況だとか、それから空き家の危険性、周囲へ及ぼす影響、それから空き家の所有者の責任ということがあるのですよということをも明記しながらお知らせをしていくというような方法も一つの方法として、条例ができたり、本格的に稼働していく前に一つやることはできるのではないかなというふうに思いますが、そういう点についてお考えはいかがでしょう。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 適正管理を広報PR、啓蒙するということは、とてもいいことだから、それは当然やっていきたいなと思います。でも、問題なのは、やはり地元にいる人はわかるのですよ、それは当然、近くにいるわけですから、何ぼこの町内だとか、問題なのは不在地主なのです。不在地主の方がこれだけの件数があるということなものですから、住宅を横に建てて空き家になっているのはちょっと別なものですから、それら含めると先ほど御質問のあった戸数があるかもしれませんが、でも一番問題なのはやはりいないというところがそうなのです。

だから、やはり子供さんのところへ行かれたとか、転勤して行かれたとかして、住宅だけ、本家が残っているとか何とかというと、それは家族含めて本人直接では連絡もないのですけれども、その持ち主でなくて御家族の方だったら、いや私でない、僕でないというようなことになってしまうとか、いろいろケースがあるものですから、なかなかそこは本当に思うようにいかないところで、でも危険度、何とかというのは必ず連絡はさせていただいておりますし、それは本当に何とか改善していただかなければ、こちらから手出せないわけですから、強制執行するわけにはいきませんので、それら含めてこれからも確実に現状を理解していただきながら、何といても自分の持ち物ですから、そのことを理解していただいて、しっかりと迷惑にならないように、また本人もこの財産にしっかりとした責任を持ってもらおうと、こういうことを含めてこれは対応していかなければならないと思っていますし、また、先ほどの御質問にありましたように地元の方含めて、そういう適正な管理をするということについては、これは本当に衛生検査など含めて、本当に地道に大変な取り組みをしていただいているのも現状でありますし、それらは全町的にこの広報だとか、それぞれの手段を駆使しながら、それを一層また啓蒙していくという部分については、これはもう当然、やっていくことが必要だというふうに考えておりますので、それら含めて実行しながら、

条例は町単独でつくっても、なかなかそれは効力的に難しいというのがありますので、その現状をしっかりと把握して、国の法律ができて、その法律のもとに町もきちんとした本別町ならではの条例をつくって、適正管理がしっかりと進む現実として条例が生きる、そういういろいろな条例にしていかなければ、せっかくやっても現状がまだ国の方向、どこの方向も明確にならないうちに町が単独でつくっても、なかなかそれは効力的に実行できないということになっても何もなりませんので、それら含めて確実に効果が出るような方法と条例をつくるときには、そのような方法をとっていきたいなど、こう思っておりますので御理解をいただければと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 今、ただいま最後のほうに条例を単独でつくってもなかなか難しいというお話が出ましたので、そのところについて先ほどもちょっと申し上げましたけれども所沢市は日本で一番最初にこの空き家に対する条例を制定したところなのですが、それを多分、担当の方も見られていると思うのですが、かなり強烈的な部分も実際に細かく見ていくとありますね、それを条例をつくって、その条例を執行したことによって、その空き家の対策につながったということも載っておりますので、諦めることなく、私はやはりいろいろな形で探っていって、この対策をしていくことが大事なことはないかなというふうに思いますが、そこをもう一度お願いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 何回も同じことを繰り返すようですが、国の法律が出なければ条例というのはつくる方向になかなかいかないのです、これは。町で単独でやっても強制力が本当にあるのかというと、町で単独でつくる条例になると強制力しかないですよね、これ。条例をつくるということになると。

だから、先ほども言ったように、それはどうするのですかと、経済的だとかいろいろな理由があって、それでなかなか管理が行き届かないということになると強制するのですか、強制するという条例になったら誰がその負担をするのですか含めると、これは町で全部やるのですか、それを例えば地権者にその請求をするのですかなどなど含めると、それは到底、なかなか現実としては難しいことだろうと。

ですから、条例を制定するというのは、この種の条例については、やはりきちんとした国の法律、国に頼るのではなくて、国の法律が明確になって、その法律に基づいて自治体がどういうようなことができるかということをしかりと積み上げて、条例化するということになれば、この条例を制定した意味がなくなるということの御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次に、10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しがありましたので、2問について一般質問を行います。

まず、1問目ですが、より住民に利便性のある役場にといいことで伺っていきたいと思います。

4月に実施した議会の第5回町民懇談会で出された行政の要望の中で、庁舎にエレベーターの設置を求める声がありました。これまでも議論されてきたことですが、技術的な進歩もあると思われます。

また、ワンストップ窓口について伺います。

①ですが、役場庁舎にエレベーターを設置する課題は、これまでも何度か議論がありました。中央公民館のエレベーター設置は、利用者から大変、喜ばれていると聞いていますが、エレベーターなどの設置は高齢化の中で避けて通れない課題だと思います。

近年、技術の進歩により設置費用が以前よりは軽減されているのではと考えますが、見解を伺います。

②ですが、総合案内窓口が廃止されて久しいと思います。町民の皆さんが種々の手続きや相談事などで役場を訪れた際に対応する窓口がどこか戸惑うこともあると聞いております。各窓口の職員がその都度、対応しているとのことですが、町民の目線で考えるとやはり案内窓口はあったほうがよいというふうに思います。

また、近年は案内窓口に加えてワンストップ窓口ということで、そういう窓口を設けている役場が少しずつふえてきていると聞いております。管内でもあります。その場で、担当職員が対応するなどの例もあります。町民の皆さんにとって、より身近な役場にするためにワンストップ窓口、あるいは総合案内窓口を検討する考えはないか伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員のより住民に利便性のある役場についての質問の答弁をさせていただきたいと思います。

庁舎にエレベーターをとというのは、これはもうずっと前からということではないですけれども、何度かこういう問題も出ていましたし、私もこの役場に入入りさせていただいてから、その議論も何回もありました。議会の中でも、先輩の議員さん方でありました。議会の中は、これは本当に蛇足ですけれども、ここに上がってこれないような議員だったら議員になる資格はないぞなんて言われて、エレベーター必要ないぞというような時代もあったのですけれども、でもこれだけいろいろな環境が変わってくると、そういう設置の要望というのはもちろんありますし、要望される以前に私どもも何度も検討してきたのは事実です。

公民館のその検討の結果として外づけの、中でエレベーターがつけられないので、外側にエレベーターをつけるという方向で検討させていただきましたけれども、耐震化の問題だとか、また、いろいろな諸条件の中で外はつくれないことになって、苦肉の策としていろいろ知恵を絞ったら食材を上げるスペースがあったので、あそこをうまく利用して町内の建築士の皆さん方に御協力いただいて、あのようなエレベーターがあるということも調査いただいて、実は設置させていただいたのがあの結果でありました。

この庁舎はどうかというと、庁舎は48年につくったときからエレベーターホールというのがあるのですよ、ちゃんと。どうかのと言ったのだけれども、エレベーターホールは、やはりその後のいろいろな改修だとか、今までなかったコンピューターだとか、無線LANのだとか、こういう通信機器の中でエレベーターホールがそういう配線網でびっちりになって、そこがエレベーターホールでなくて通信機器のラインの本元になってきたということです。だから、そういうスペースももちろんないですし、そういう意味では、これはなかなか大変だというのは、何とか公民館は言ってみれば2階までのスペースですから、何とかうまくいきました。ここを何度か検討してきて、なかなかそれはできないというのはもちろん財政面のことももちろんあるのですけれども、ここをやると耐震構造の見直しから、調査をしなければなりませんし、また外づけになるとどこにつけるかと、また1階から3階までのスペースになりますから、これだけの3階までの経費となると、今まで計算した、公民館で計算したような基準ではなかなかいかないと、相当数のやはり経費を含めて、コストを含めて高額になるのは間違いなく今やったら、例えばエレベーターだけ設置をするということを考えてやはり5,000万円以上はかかるだろうと、それから耐震だとか、それこそいろいろな改修を含めると、またそれ以上の経費も必要になってくるだろうと、そのようなことを含めてなかなかそういう現状に至らないということが今の現実でありまして、つけていただきたいという願いは、それは本当に切実な思いはわかるのですが、現実としては今のこのようになってきているということもまた御理解いただきたいと思います。

半面、これはもうずっと以前からそうなのですが、庁舎つくったときから玄関先にブザーがしっかりとありまして、このブザーを利用していただければ職員がすぐ駆けつけて、この車いすの皆さん方の、例えばですけれどもしっかりとサポートさせていただいたり、また事前に連絡をいただいた部分については間違いなくしっかりとまた対応させていただくと、このような方法で今、職員が対応しているということで、多少、御不便をかけるかもしれませんが、現状そのようになっていくということでもありますので、まず御理解をいただきたいなというふうに思っています。

また、2点目の総合案内ですが、阿保議員もちょくちょく役場に来ていただいていてわかると思うのですが、建てた当時から13年にファイリングシステムを入れて、

今の役場の庁舎のスチールロッカーみんな外してワンフロアでワンスパンで全部、役場庁舎を見渡せる、そして、また町民のホールもできて、ワンストップで座って全部窓口対応ができるということにしましたし、休憩するスペースもつくりました。

そういう意味では、大幅にこの役場の窓口の環境とか変えましたし、窓口変えるということは、その対応する職員の意識も変えなければならないということでもありますから、意識も含めてしっかりとこれは町民の皆さんのこの思いにしっかり応えるようなことで、私どもも就任させていただいたときの第一声がそのことをお願いをさせていただきました。

そういう意味では、今は私どもが思っているのは、町民の皆さんの多少、初めてくる方ももちろん多いですから、どこかなという人もいますけれども、必ずそういう人がお客さんが入ってこられたら、必ず職員は声かけますし、窓口できちんと職員がいます、たまたまいろいろな作業をやったり、中で窓口にはいないときはほかの窓口の職員が声をかけることになっておりますし、そうして半面、また入ってくると総合案内の看板がありますけれども、なかなかそこがわからないということになると、出納室の一番の玄関口に顔を向けていただいたのが北洋銀行の窓口の職員の方が本当に、まさに総合案内の役割までしていただいているということでありまして、決して来ていただいた人が迷ったり、そこで不快な感情をするということには決してなっていないというふうに思っておりますので、これは何度も職員と確認をしておりますし、昨日もその確認をさせていただきましたけれども、本当に私もしょっちゅう職場周りますから、いつもそれは感じているのですが、今までこの13年に改修したときの水道課の、また建設課のそれぞれ手続きも2階までということが非常に多いのですが、住宅の問題など含めても1階で、1階のフロアで全てが手続きが完了できるというような方法もとらせていただいておりますので、それでも2階などに行くときはなるべく職員がおりてきて、お客様を移動させるのではなくて、職員がみずから対応するというようなこともしっかりとさせていただいておりますので、ワンストップのような窓口対応ができていくというふうに思っておりますので、これからもさらにまた、この部分については気を使いながら、町民の皆さんがわざわざ来ていただいている、その思いをしっかりと大事にしながら窓口対応をしていきたいなというふうに思っておりますので、改めて総合案内窓口を設置し、また、そこに専任職員を置くなどということには決して、私どもは戻ることはないように、それぞれ一人一人が意識を持ちながら窓口対応をさせていただくということ而努力していきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） まず、エレベーターの関係ですが、今、町長から答弁があったように何回も議論されていますし、予算や決算のときも含めて何回も議論のテーブ

ルに上がっています。

その中で、中央公民館にエレベーターが設置される経過の中で、今、町長から説明があったとおりに思いのほか経費も安く上がる中で、実際に私、1回だけ試しに乗せてもらいましたけれども、本当に車いすや何かを除いても、そういう人も含めてちょっと足が悪い人や何かが公民館の2階に行くことに非常に役立っているということで喜ばれている、1,000万円、多分いかない金額だったと記憶していますけれども、非常にそれは価値がある中身だったというふうにあります。

それで、私も今回、多分お金のことになるだろうなと思ひまして、私の調べられる範囲ですが調べました。

それで、町長御承知のように管内では半分ぐらいの庁舎がエレベーターありますよね、結構古い庁舎も意外とあるというのが十勝の現状だと思いますし、恐らく建てたときからそれが当たり前だという考え方で全体の建設費の中に含んで役場を建てたという経過ではないかなというふうに想像しております。

なぜ本別が現状のような経過になっているのかというのは、ちょっといろいろな問題を含んでいるなということで、そのことをあえて言うことはないのですが、町長の答弁の中で当初からスペースがあったということは結構、重要な話なのではないかなと、ただ今、現況が通信ケーブル等の専用スペースになりつつある、どの程度のものかちょっと私は想像できませんが、今の答弁をそのまま受け取れば新たなものを設置するというようなスペースはないというふうに思います。

ただ、御承知のように随分、技術的なものも革新されてきてまして、私が調べられたのは一般住宅等のエレベーターの関係です。4階までのエレベーターが民間でやれるということになっていますし、住宅、たしか今、木造でも3階までできるような住宅ということで、そういうようなもろもろの条件の中で、一般住宅の関係はもう本当に500万円以内くらいで、これは一般住宅ですがなると、当然、建てるときからそういう計画でやる方もいるし、後づけもあるようです。

それをそっくりそのまま庁舎にということには当然、ならないとは思いますが。ならないとは思いますが、できれば再度、その具体的な数字とか、もしスペースをエレベーターをつける予定だったスペースが、そのケーブル等の移動も含めて可能かどうかの検討を再検討することは必要ではないかなというふうに思うのです。

先ほど申し上げたように、町民懇談会で言った方は膝の悪い方で、年何回、あの2階や3階に上がる用事があるかどうかわかりませんが、なかなか大変なことだなというのがありますし、仮にそういうけがとか障がいがなくとも、やはり高齢化になればなかなか2階、3階に行くというのは大変なことではないかなと、本日、結構先輩方々が傍聴に来ていただいていますけれども、私自身もちょっと腰が悪いもので2回ぐらい休みながら3階まで来たりもしていますので、そういうもろもろ考えたときに、町長おっしゃるように5,000万円プラスアルファの経費がかかるかもしれ

ない、かかるのではないかというふうにおっしゃっているので、それは再度、ちょっと試算するなり、専門業者も名前知れているところでも3社ぐらいはあるようですので、ちょっと検討必要ではないかなというふうに思うのです。

もし、それが財政的にも、あと物理的にも難しいということになれば、町長おっしゃるように職員の機動力、あるいはみんなの力で例えば具体的に言うと車いすの方は例えば議場に傍聴に来られる方がいれば、ここまで、みんなで支えて階段を上がってくるというようなことが当たり前のように行われないとだめだというふうに思うのです。私の記憶の中では、議会傍聴に来た方で車いすの方が1回ありました。私もちょっと手助けしましたがけれども、3階まで車いすと一緒に連れてきたということがありますけれども、これは車いすを持つほうは元気のいい人たちがやるのであまり問題がないのですけれども、やはり座って乗っている方はやはりちょっと不安だろうなというのを感じます。

だから、いずれにしても、やはり一番いいのはエレベーターの設置が一番安全性も含めていいのではないかなというふうに思うので、担当のところがどこになるかわかりませんが、いま一度、経費等も含めて、今の技術も含めてもう一度、検討してみる必要があるのではないかなと、さっき申し上げたように公の施設に設置するものと、一般家庭に設置するものはいろいろな諸条件が違ってくると思います。だから、先ほど申し上げた300万円や500万円でももちろんできるものだとは私も思っておりますが、そういうことも含めて技術革新の中でそういうことが本当に可能となるのではないかということも含めて、いま一度検討していただきたいし、そういう考えはないか再度、伺いたいと思います。

ワンストップ窓口ですが、これは新聞報道があったので、これは2012年の報道ですけれども音更町がワンストップやっているとということで報道されています。今、町長おっしゃったようなことなのですけれども、報道されている中身は例えば住民の移動や戸籍の手続きのときにいろいろな付随する事項がありますよね、お子さんがいれば子供のいろいろな手続きの関係とか、公営住宅の関係とか、上下水道のもし減免があればそういうことも全部含んでいくということで、報道の中身だけでいうと住民の皆さんが担当課間の行き来を不用にしたということで、先ほど町長ちらっと言ったように担当の者がそこに来て、いろいろ手続きをするという体制を本別もなるべくそういうふうに行っているのだということなのですが、それは大いに今の努力があるというふうに私も評価したいと思います。

以前は、1階の廊下をあるおばあちゃんが行ったり来たりしているので、私は声をかけました、どこに、どういう用事なのですかと、今は職員の方がそうやって声をかけてくれているものというふうに思っていますし、そういう対応が行き届いているというふうに思っています。

ただ、住民の皆さんの目から見ると、玄関入った瞬間に総合案内窓口ですよという

看板があって、そこに職員がいるということは、かなり安心できる部分ではないかなというふうに思うのです。ですから、町長おっしゃっているように、職員の皆さんが努力していることは大賛成ですし、大いに認めたいのですけれども、先ほど表題にあるようにより身近なということになると、ここで案内しますから安心して来てねというような、そういう表示というか、そういうものが必要なのではないかなというふうに思うのです。そこがどの課になるかはちょっと私のほうでもわかりませんが、正面玄関入って正面に見えるところとなれば、多分、出納室になるのかなというふうに思うのですけれども、いずれにしてもそういう昔に戻るということではなくて、より積極的に住民と向き合う、意志表示も含めて行う、やることが今やっていることと同じかもしれないです。同じかもしれないのですけれども、受けとめる住民側の気持ちとしては、そういう窓口が表示されているということは結構、大事なことなのではないかなというふうに思うのです。

そして、そういう中での音更のような、もうそこに座っていただくだけで用事が全て済まされるということは、本当に理想的だというふうに思うのですけれども、本町もそれに近いことを今やっているというふうに伺っていますけれども、外に向けてそういう宣言をすることがより職員としての仕事のやりがいにもつながるのではないかなということも含めて、このことも決して昔の状況に戻るという意味でなくて、より積極的に住民の皆さんに打って出るというか、そういうような意味で言ったつもりですので、昔の総合窓口というのですか、案内窓口でしたか、ちょっと正式名称忘れちゃったけれども、窓口を廃止するという条例案でしたか、提案されて、あのときはどちらかという于行革の一環という色彩が強かったと思うのですけれども、今はそういうことではなくて、より住民との間を密接にしていくという意味で提案をしているつもりですので、再度、その点についてお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） エレベーターの関係ですけれども、設置したほうがいいよねというは、もうずっと以前からいいよねと言っているのです、あったほうがいいよねと、先ほども言いましたけれども。なぜ、できなかったのかということを含めてぜひ考えていただきたいのですけれども、財政ばかりではないのです、お金ばかりで言っているのではないです。やはり、その構造的なものを含めて、これは48年ですから、何回も地震があって、今はきれいになりましたけれども、びりびりですから中に入って。ということで、やっと耐震化をしたのです、その年。

そのときに、まだまだエレベーターをつけられるような状況にはまらなかったと、当然。財政も何回も言っていますけれども、平成12年をピークにして、あと交付税が3分の1まで削られて、約90億から100億ついていた一般会計、今は60億ですから、30億、40億のこの3分の1強のお金が本別町から消えていっているという現状です。何も財政は好転していないのです。

でも、その中でも町民の皆さんや議会の皆さん方の本当に協力いただいて、何とかぎりぎり頑張って、身を削っても頑張って、そして基金も本当に底をつくだけの基金だったやつが、今は36億も少し超えるぐらいになりました。

でもこれは、やはりみんなの努力であって、そういうことも含めて本当に辛抱して、辛抱して、爪に火をともしような、そういうような思いでみんな協力してなし得たと、この今の現状なのです。

その中でも、少しでも本当にそういうところにもし使えることがあるのだったら、何とかできないだろうかと考えてきたのが、ここの本庁舎のエレベーターもそうですし、そして公民館もそうなのです。町民の皆さんがたくさん来てくれるところは少しでも、もちろん車いすの人ばかりではありません、御質問にあるように足の痛い人、腰の痛い人もなかなか息切れして対応できない人たくさんいます、いろいろな人がいますから、いろいろなケースでやるとなると家庭用のエレベーターだとできるのにどうしてできないのという話を職員とも本当に先ほど話しました。

でも、プロはプロなりにしっかり調べている中でできないのです。できなかつたら町の建築士にも協力してもらおうと、こんなことでいろいろな情報を集めてやっとなるようになったのが外づけは全然だめです。当時、外づけだけでも3,000万円以上かかるという話になりました。

あの言ってみれば1階部分ですよ、まず。公民館ならね、あそこまでで3,000万円以上、あのときに、平成22年の試算ですからかかるということであれば、それから耐震含めて、今の資材状況だとか現状を見ると、間違いなく1.5倍はする、あそこで。では、ここで本庁舎のやつを検討しました。間違いなく5,000万円は有に超えているだろうと、エレベーター設置するだけで3階までの高さですから5,000万円、倍以上は楽に行く、これはもちろんそうです。

そのエレベータースペースも今のLANなどでびっちりですから、現状なんて使えるような状況ではありませんから、それを外づけするしかない、外づけする場所はどこだといったら、ここしかないのです外しか。裏玄関の場所、そこしか。消防のほうから上がるか、こっちからしかない。これをやったらまた、耐震化だとか、その壁だとか、いろいろなことをやるとまず本体が5,000万円かかるとしたら、それ以上の相当かかるだろうということになると、本当にそれが現状としてできるのかとなると、補助事業か何か、本別町の得意といったら変ですけども、本当にアンテナの高さで、職員の頑張りで、国の制度や何か有利な制度が出てきたときに、そこに手を挙げてやるということのタイミングがあれば、それはもう間違いなくやりたいなと、ずっとそれは思っています。

なかなか、単独でそれだけの財源を必要としたら、本当にやっとな積み上げてきたやつもそこで一気に形がなくなってしまうということには、なかなか踏み込めないと、その間どうするかというと、その間、本当に辛抱しながらも先ほど言いましたように

ブザーをつけさせていただいて、しっかりとブザーが鳴ったら職員が、それはもう優先的に駆けつけるというのは、それは当たり前にしてありますから、電話をいただければ、それはちゃんと準備をして待つて、しっかりとその対応をしていくということです。ただ、足腰の痛い人というのはなかなかそこまでいきませんから、やはりそういう意味ではなるべく早く、そういうエレベーターを設置したいというのが私ども同じ思いであります。そこはぜひ御理解をいただいて、決して金がかかるから、お金がどうだからつけないとか、そういうことではありませんので、私の思いは、そんなお金がどうこうというよりも、もっともっと大事なものを大切にしたいという思いでやってきたつもりでありますから、そこもぜひ御理解いただきたいなど、そのように思っております。

そしてあと、窓口のワンストップであります。平成13年にファイリングシステムを入れて、それぞれ情報交換含めて、今の情報は本当に5秒、10秒で出してくれる、そして去年までの、おととしまでのやつは、それは30秒で出してくる、それよりずっと以前のは書庫でちゃんとパソコンに入れていて、どこの棚にどういう書類が入っているかと全部管理していますから、情報公開ですぐ対応。私が、何回も言いますが、私が例えば日直やってもどういうタイトルを教えてくださいすぐ出せるような、そういうシステムにしましたから、そのためには職員のまず意識改革をしていかなければだめだということを含めて、職員の本当に多くの勉強をしていただいて、そういう体制にしました。

窓口はワンストップ、座ってきちんとやる。ですから先ほど御質問にありましたけれども、例えば例が悪いかもしれませんが、誰かが今週、亡くなりました。亡くなったというのは、ただ、死亡届けだけではなくて、介護保険料も国保料もいろいろな手続きがたくさんあります。それらも、そこにきていただければ全部、可能な限りそこで手続きができるようにして、職員もそのことをしっかりと担っていただくようになっていきますから、そして2階にも上がらなかつたら、エレベーターのこともいろいろ含めて2階まで、3階まで上がらなかつたらなかなかできなかった手続きも1階で職員を窓口派遣をして、コーナーをつくって、そこで全部、手続きするようになったのが本別町の役場であります。ぜひ、そのことも御理解いただきたいと思っております。

どうしても、手続きをそこで済まない部分については、もう物理的にケアセンターに行く、いろいろな相談事業があるものですから、そこはまた別の問題としてやらさせていただきますが、そういうようなことも含めてあります。総合案内窓口、これも私どもは看板をかけるということには何の抵抗もありませんし、やればいいことかもしりませんが、残念ながら役場に入るとわかるように、出納室の前、どんと柱が1本あるのです。あの柱が非常に見づらくて、柱をこう遮らないと中が見えないというのですか、あそこに総合案内窓口の看板かけてても、出納室とかけようが、先ほど言いましたが北洋銀行のあの職員の方も本当に一生懸命案内してくれますから、必ずあそ

こが窓口になりますから、総合案内窓口とかけなくても、やはり職員はその意識を持って、しっかりやってくれて、逆に来てくれたお客さんもこんにちは、おはようと声をかけていただく、こっちもかけると、そのキャッチボールの中でどちらへ御用ですかということをやるほうが、ずっと積極的な、より町民と近づける、そういう役場の対応ではないだろうか、私も就任させていただいたときからずっと言いました。役場の窓口の対応というのは、やはりやってやっているではなくて、町民の皆さん来ていただいたときに、自分のおじいちゃん、おばあちゃんがここに来てくれたというような思いでぜひ対応してくれないだろうか、それはなぜかという滅多にこない役場、それも何だかんだ手続きをしなければならぬという思いで来たとき、大きな荷物をしょってくるのです、そのときは心配だな、不安だなと荷物、そのときに役場来たときにどうしていいかわからなくて入ってきたときに、おはようございます、どちらへですかと声をかけてくれたら、そこでその大きな不安の荷物が安心の荷物になって落ち着くのです。そこで、手続きをしていただいて、帰りに一声かけていけば、今度はありがたい荷物をしょって帰ってくると、ありがたい荷物、役場変わったよな、窓口も変わったなと、そういうところで必ず自宅へ帰ったら隣近所の皆さん方の役場は変わったなと、役場は本当に親切になったと、こうやって言う、ありがたい荷物を持つ、このような思いで職員の皆さんとやってきたつもりでありますから、十分でないかもしれませんが、その思いは職員もしっかり受けとめて今、対応させていただいていますので、そのこと含めて、それが私どもの本町の積極的な町民と協働のまちづくりで、人に優しいまちづくりの、その一端であろうというふうに思っておりますので、そのことはまだまだ不十分なところはあるとすれば、それはもっともっと意識を高めながらしっかり対応させていただきますので、あえて全部が総合安全窓口と、こういうような意識の中でこれからも対応していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） エレベーターの件は物理的なものとか、金額的なものでなかなか難しいというお話で、それはそれで理解します。

ただ、再三申し上げているように、技術革新はかなり進んでいるので、それは毎年でなくてもいいのですが、その都度、どうだろうかという検討を継続的にやっていく必要があると、それは思っております。

それから、現状のコンピューター関係のケーブル等のことで、場所的に使えない状況になっているという部分についても、素人考えですけれども、ケーブルを一定移動するなり、まとめるなりで、スペースが確保できないのかどうなのか、現実的に言えば3人乗りくらいがあれば僕は十分だと思うのです。

それは、もちろんたくさん2階とか3階に用事のある方がいらっしゃる場合も、当

然、時としてはあるでしょうし、多くの方がエレベーターがあったほうが良いという状況の方が来ることも、いらっしゃることもあり得ると、それはあり得ますけれども、やはり一番必要な方がいつでも使える状態というのは、やはりつくる必要は、これは住民サイドから見て必要だというふうに思うし、5,000万円とか1億円とかという金額になると、それは議会の了承も含めて、住民の合意が得られるかどうかというのは微妙なところだと思いますけれども、いずれにしても折りごとに現状の技術革新の状況をチェックしていくという姿勢は必要だと思いますし、それから町長、最後におっしゃったように補助も含めて、高齢化社会に向けてのいろいろな国の施策が整えられて出している状況も一方ではあるわけで、可能なメニューがあればぜひ検討をしていただきたいというふうに考えるものですから、年に1回とは言いませんけれども、その都度、折りを見ながらやはり必要かどうかというところも必要だと思うのです、私は。ですから、必要なものを整備できるチャンスを伺いながら進んでいただきたい、そういう考え方に立ってほしいというふうに思うもので、その点について再度、伺います。

それから、現状では今言ったようにエレベーターが厳しいという状況の中で、町長おっしゃるようにほとんどワンストップになっているのだよということも十分、理解します。

ですから、それは職員の皆さんの意識はすごい向上しているし、町長のこれまでの努力もあってのことだというふうに思うし、本当に以前はどうして誰も声かけないのという状況も現に見えていますので、それからみるとすごい改善されているということで、そういう意味で私自身も誇りを持って言えるなというふうに思うのですけれども、もう一步下がって全体見渡したときに、やはりあそこの役場の玄関入ってどこにまず行けばいいのだという案内窓口がある、ワンストップという表現するかどうか別として、ここに来ればほとんど解決しますよという窓口が常設であるということも、これはどの窓口もワンストップだというのは、それは大事なことだと思いますけれども、利用する側の視点で見ると、逆に明示されていたほうがわかりやすい、今、前面に柱があるから邪魔だという話だけど、看板の位置などは、それは何とでもなることだというふうに私は思うのですけれども、いずれにしても住民の皆さんの目から見るともう一步踏み込んでほしいなというふうに思うので、そのために新たな職員を雇うという考えで物を言っているわけではありません、今ある担当の窓口の中でどこか1カ所を、そういうことを同時にやっていただける、そういうことがあったほうが良いのではないかなというふうに思いまして、今回、提案していますので、先ほどのエレベーターがなかなか難しいという答弁は多分来るなというふうに思いながら、そうしたらもう人力でしょうと、それは本別の基本的なあり方ですね、設備でなくて人なのだというので、そういう意味では、それを外に向かって表現する一つの方策として、その看板とか、常設の窓口の設置というか、そういうことも必要なのではないかとい

うふうに思うものですから、今回、提案を兼ねて質問をしました。再度、伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） エレベーターの質問でありますけれども、先ほども少し言いましたけれども、何かいい補助メニューがないかと、そういう交付金が出ないかというのは、常に職員も気を配って、アンテナを高くしてそれを調査しておりますから、それが出てきたときには何としてもつくりたいなど、そういうチャンスが本当に来ないかなと思っていつもいます。

この役場の庁舎の耐震だって全然できませんでしたから、学校もそうですし、それも全部交付金です、国からの、100パーセント補助金でやりました。それから、テレビの通信、テレビが映らないところもなくなり、それからインターネットが使えないのもなくなるというのも、これも約8億6,000万円ですね、これも全部、ほとんど100パーセント補助ですから、こういうことを含めて、そういうような予算がないか、介護保険の基盤整備事業もそうですし、各種集会所もほとんど100パーセント補助で、本当に町の財政、余り出資しないぐらいの金額でも最小限の支出ぐらいの中でもいろいろな整備をしてきました。

そういうことでは、本当に職員も鍛えられて、すごく情報を収集する能力が高い職員が多いものですから、そういうことも含めていつもそれを思っています。それらも含めてやれたのが中央公民館の建物でありました。中央公民館だけは、先ほど言いましたけれども外づけすると間違いなく3,000万円はかかるという、あれだけの1階だけのスペース、それから見ると資材や何か含めて、それも簡易ですから。ここでやると検討してきたのは、その家庭用だとか、1人、2人乗り用の簡易なものではできないだろうと、これは。この高さ含めても、回数制限というのがあるのです、公民館つけたやつは1日50回以内という回数制限なのです、そういうやはり使用に耐え得る家庭用とか、簡易用、業務用となると、やはりちょっとだけのスペースですからそれはもう、それだけのスペースから、強度から含めてあります。

そうなると、間違いなくエレベーターを設置すると、その事業だけでも5,000万円はするだろうと、それから含めて外づけ、基礎含めていろいろの、また、中の改修含めるとその1.5倍から約2倍ぐらいはかかるのではないだろうかと、そんな計算もずっとしています。もともとエレベーターホールを、今、通信LANでびっちりになっていますから、それを違うところに移したらいいではないかと、配線移したらいいとか、配線を取りかえるとなると、それだけで数千万円かかるのです。そのぐらいの大変なものですから、そこはもう動かせられないという判断に立っているということです。

それが、簡単に動かせるとか、どこか配線変えられるのだったら、それは幾らでもやりますけれども、そういうことになっていないというのが今の通信機器のこの現状

というのは、それだけ大変なボリュームとそれだけの配線がなされているところでありますから、そういうことは本当に細かく計算して検討していますから、何回も言いますがつけていきたいなと思っているのは、私が一番その思いは強いと思っていますから、自分自身で。ですから、ぜひ、そういう事業が、そういう補助があれば、必ずそこは実施をしていきたいなと、こう思っておりますので、そこら辺もまた含めてぜひまたお教えをいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

そして、人海戦術それはもちろんそのとおりであります。これは間違いなく、そういう要請があったり、ブザーが鳴ったら必ず職員が全力でサポートさせていただくということは、それは以前からそうでありますから、さらにまたそれも再度、また意識を高めながら、しっかり不便をかけないように、安心して階段を上りおりできる応援態勢をつくっていきたいなというふうに思っています。

また、窓口の関係ですが、窓口もその案内窓口をつくるというのは、私は割と難しいことだと考えていないのです。もちろん、その専任の職員を置くなんていうことは考えていませんから、要するにここがそうですよということがあればいいですけども、それは本当に内部でも話をするのですが、一番入ったところの戸籍のところがいいのか、いろいろ含めてあるのですが、戸籍のほうへ行けばほとんどの方がみんなわかるわけですからいいですけども、ただ、そのことが本当に必要なのかどうかということ含めては、もう少しいろいろ、やはりいろいろな御意見も聞きながらやっていくのと、それとその部分の検討は十分させていただきたいなと思っておりますが、先ほども言いましたけれども、そういうことが全て窓口にいる職員みんなで行っています、総合案内員なのだよと、こういう意識も含めて、それでもっと細かく言えば職場の中の今まではこの係、私はこの係、この係ということの係制でありました。でも、その課にいる人、フロアにいる人はスタッフ制とあって、細かくは制度が深く知らないかもしれないけれども、おおよそのそれぞれ隣にいる人たちの仕事の内容も覚えている、こういうスタッフ制にして今、職員が少ない、最小の職員で最大の効果を上げていただくという、そういうスタッフ制にしました。

本当に行政改革で事務方の職員が、私も就任させていただいた当時から見たら50人以上、減りましたから、そういう少ないスタッフの中で、それら住民のニーズに応えた多くの業務量をこなしていくという面では、そういう幅広く、自分の立場だけでなく、ほかのところにも目配りしながら、そういう職員の業務体制をとらなければ成り立たないということでもありますので、とにかく御質問にありますように住民の皆さんが不便を来さないように、そして来ていただいて、逆に本当に笑顔で、お互いの元気をもらえるぐらいな、そんな身近な役場の対応にしていけるようにこれからも努力していきたいと思っておりますので、そのことも十分、御質問を受けとめて、内部ではまたさらにスキルアップ含めて努力していきたいなと思っておりますので、よろしくお

願います。

以上、答弁とします。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それでは2問目の質問を行います。

2問目は、「町が消滅」の報道、人口減に歯どめをとということで伺います。

道内町村8割で若年女性が半減し、管内13町が消滅可能性との報道がありました。そのリスト中に本町もあることから、今後、人口減対策についてあらゆる取り組みが必要と考えますが、見解を伺いたいと思います。

5月8日に民間研究機関の日本創成会議の人口減少問題検討分科会というところ、座長は増田寛也元総務大臣ですね、総務省。それから、あわせて元岩手県知事をやっていた方だということで、この発表の趣旨でいうと2040年までには全国で896自治体、道内では約8割、そして管内では先ほど申し上げた13の町で20歳から39歳の女性人口が50パーセント以上減少し、消滅の可能性があるという、そういう衝撃的な発表がされました。

次の日の新聞各紙で報道され、インターネット上では全国の自治体の個別の数字が並んでいます。地方の厳しさが色濃く出た数字とも言えます。地方自治体として、人口減にいかにか歯どめをかけ、維持、そして増へと向けていくのかが今後の最大の課題なの言うまでもありません。

そこで、次の点について提案及び見解を伺いたいというふうに思います。

一つ目は、対策の基本は仕事、職場の創出と現状ある職場、これは農業も含めてですが、今ある職場を維持することであり、やはり住居の確保、先ほど空き家対策等もありましたけれども、住むところの確保、それから子育て支援など、もちろん今、本別もこれは取り組んでいるところだと理解していますが、さらなる充実で住みやすいまちづくり、住みやすい本別をつくるのが重要だというふうに考えておりますので、その点について見解を伺いたいと思います。

また、このことについては先般行われました第5回の町民懇談会の6会場あったのですが、そこでほとんど出されたテーマでもあります、そして議員サイドからはやはり今、申し上げたような住みやすい町として医療や保健や子育て支援、そういうものを充実させていくことが一つは重要なことではないかというような趣旨の話をしているというふうに受けとめております。

二つ目は、条件はそれぞれの町で違うとは思いますが、減少率が少ない先進

地の取り組みを分析をし、あるいは模倣することも必要ではないかなというふうに思うのです。そのためにも、課を横断して、役場内の課を横断する対策チームをつくって定期的な議論、年何回とか、そういうことも含めて議論のテーブルに乗せていって、それぞれの課の立場とか、それぞれの課の取り組みがあると思うのですけれども、そういうことも照らし合わせながら、より充実して一言で言えば住みやすい本別をつくっていく、ここに住んでみよと思う、そういう本別をつくっていくというような話し合いを役場もやはり先頭になってやっていく時期でないかなというふうにする次第です。

ここには書かなかつたし、ここで言うべきことでもないとは思いますがけれども、議員選挙もありますけれども、今後、議会でもそういうことをチャンスがあれば提案もしたいなと思っておりますけれども、こればかりはわかりませんので、そういうこともちょっと頭にありますけれども、一般質問にはちょっとなじまない話なので上げませんけれども、そういうこともちょっと考えながら、やはりそれぞれの機関でテーマとして、やはり必ず柱の一つに置かなければならない問題だと思うし、現に十勝で半分以上の自治体の名前がああやって一覧表に上げられて、数字まで上げられて、最近やっと何か反論も出てきているようですけれども、いずれにしてもそういう現状だということで、何らかのことを考えていく必要があるのかなというふうにする次第で今回、質問しました。

若干、補足しますけれども、最近、安倍首相もコメントで政府としての対策を強化しなければならないなどという話もしておりますし、きのうの国会を聞いていますと、座長の増田さんの名前をとって増田ショックと言うらしいです、全国の自治体に増田ショックが走っているというような表現で、これは自民党の方が議論しているのをちらっと聞きました。簡単に言うと、やはり何らかの対策を国としてもやらなければならないというような趣旨のやりとりだったように思います。

この座長の増田さんは、元総務大臣で、元岩手県知事ということで、知事出身の大臣が何人か出たときに、たまたまその人の話を聞く機会があったりして、あのとき言っていることと全然違うことを言っているということもあって、本当にそうなのかなというのも、もちろんあります。ただ、現状の数字としては、やはり本町もそれを言っていることに近い数字が並んできているのも事実なので、それは、そういう意味では受けとめが必要かなというふうに思っています。

それから、この記事が出たときに町長は、これは十勝毎日新聞のインタビューだったと思いますけれども、町村会長の立場で国の政策は見えてこない、頑張る地方にしっかり目配りをしてほしいというような趣旨でコメントをしております。

先日、配付された町広報の本別の6月号によりますと、私たち町の人口は7,809人ということで、前月比76人増ということですが、かつて町長もおっしゃっていた1万人家族と標榜していたことからみると、やはり2,000人ぐらい減少して

いるということを考えると、やはりこれは言葉ではなく、やはりきちんと受けとめていかなければならない現実の問題だというふうに思うわけです。

そういう意味では、議論は今後とも大いにしていくべきですし、増田氏の発表があろうがなかろうが、現実には現実として受けとめていきながら対策を考えていく時期に来ているのは間違いないと思います。

この新聞報道以来、私は町を歩くと住民の皆さんからいろいろ声がかかります。不安の声と怒りの声です。怒りの声は、行政は一体何をやっているのだと、議会は今まで何をやってきたのだというような趣旨です。それで、それに加えて阿保は一体何をやっているのだというのもありますけれども、そういうようなことが一つです。

それから、このまま人口減が進むと、その人は商売をやっている方なのです、サービス業の方ですが、私は商売が成り立たないという話、これはそうでしょうね、そういうような話で、恐らくほかの議員の皆さんもそういう聞くこともあるし、町長自身も多分、聞く機会があるというふうに思います。

本当に大変、難しい課題ですけれども、避けて通れない課題でもありますので、まず現状をしっかりと捉えて分析して、できる対応を見出していかなければならないというふうに思いますし、十勝の中ではもちろん条件が違うのは百も承知ですが、その減少率が大きく低いところもあるわけで、それは先進例というべきかどうか、また別として、そこの分析もしながら本町として取り入れるものはあるのかどうか、わかりやすく言うとまれも含めてやってプラスになるものなら、大いに取り入れていくべきだというのは労を待たないところだと思いますので、そういう立場で先ほど①、②で申し上げた中身なのですが、見解をそれぞれ伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の2問目の質問です。町の消滅の報道、人口減の歯どめの答弁をさせていただきますが、なぜこんな報道をするのよという、率直にマスコミの取材を受けたときに発言をさせていただきました。

人の町を勝手に将来、不安に陥れるようなことを書かないでほしいと、全国紙だったら仕方ないのかもしれないけれども、北海道や十勝の地元紙が、地元がみんな不安になったり、誰も喜ばないようなことをどうして書くのよというコメントをしました。

それよりも、もっともっとうちやうって頑張っているよ、こうやってみんな元気にやっているよと、もっともっとうちやうってこんなことをやろうよと、そのようなことをもっと報道してくれて、元気の出る報道をしてくれるほうが住んでいる人たちみんな喜ぶよねと、それも一つの役割でないのと、このようなことマスコミのせいではありませんから、それはコメントはそのぐらいにしました。

先日、先ほども少し言いましたけれども、北海道町村会の要請で正副会長で官房長官だとか、それこそ党の幹部の皆さん方にそれぞれ要請に行きました。この話をしました、どうしてこういうことになるのですか、国としての責任は感じないのですかと

率直に言いました。そうだよなと言う人もいます、でも、なかなかその話に乗ってこない人ももちろんいます。

本別町の話をしてきました。昔は、私の生まれる前からずっと本別は木材の町でした。これを何十回も言っています。いろいろなところで言っています。林業の町、流送で3本の大きな川から優秀な丸太が本別にみんな集まりました、今の愛の架け橋に、土場を組んであそこから陸揚げして、ぎ船引っ張って、全国に発送しました。もう貨車のぶんどり合戦で、大変な業者が集まって、国鉄の貨物課長さんが来たら駅前が行列になるぐらいの業者が集まって、私どもに貨車1台譲ってくれませんかというような時代でした。

本別の駅の今の山手側から、ずっと北の錦町の外れまで全部、木工所の社宅です。それぞれの会社がありました、石井さんから山中さんから、本別製材から二瓶林業からたくさんありました街の中、北5丁目、6丁目の辺は、まさに本別合板でしたから、そして田西木工場もありました、勇足、仙美里も製材工場二つもあったり、チップ工場あったり、まさに美里別にもそれぞれ自力の製材工場がありました。本別中、そして林議員さんもいますけれども、一番歴史の知ってる人ですが、街中にはそれに関連した植える人、育てる人、切る人の業界の会社もたくさんありました。そして農業でありました。そして電源開発がありました、ピーク時は1万8,000人を超えました、子供は一家5人、平均でした私の子供のときには。余り細かくは言いませんけれども、それが営林署の職員は約300人いました、電電公社の時代に約200人以上いました、保健所も8人ぐらいいました。そして、検察庁も裁判所もありました。林務署もありました、土木現業所の作業のする職員の公宅もその北3丁目にずらっとありました。開発の住宅もありましたなどなど含めると、今、少なくなっていないのは農業大学が新しくできました。それと、警察署の人数は減っていません。

北海道糖業も相当減りました、明治乳業も減りました、農協も減りました、役場も減りました、官公庁問わず。農家は1,260戸ありました、終戦後。今は300戸弱です。

そして、基幹産業農業といわれるのがたくさんの方を作物をつくっていました。今は畑作4品です、それも大型になったから、これはもう当然、仕方がないことですが大型化の中で畑作4品頑張っています。残念ながら、加工の大根もゴボウもニンジンも長芋も一切加工がなくなりました。そこで、パートや臨時で働いている人も200人や300人いたのではないのでしょうか。などなど含めると、やはり構造的な問題含めて、山里から森林、林業がなくなりました。ほとんど本別では製材がなくなりました。そして官公庁が全部とっていいほど閉鎖になりました。これで、現状を維持する、そして農業の体制が変わりました。これでどうやって、町が地方やっていけるのでしょうかというのが私どもは言ってきました。そうだよなと言ってくれる人もいました。でも、何言っているかわからないという人も中にはいましたけれども、でも現状は、

本別町がこれだけだというだけで、ほかの町もみんな同じだと思っています。

その中で、町が消滅する、あなた方に言われる筋合いでないよなというのが率直に、言い方が悪いかもしれませんが、私は怒りを持っております。一生懸命頑張って、少しでも人がふえるように、そして子供たちの未来に不安のないように本別町で頑張っていた高年齢者の皆さんが安心して本別で暮らし続けられるように、そして若い人が少しでも雇用の場を拡大できるように、こういう思いで議会の皆さん方はもちろん、一生懸命町民の皆さんと本別のまちづくりをしてきました。

そういう現状をしっかりと踏まえて、一局集中ではなくて、やはり均衡ある国土の発展を目指してくれるのが、私は政治の役割だなというふうに思っています。政治だけの責任にしようと思いませんが、私どもの唯一交通手段であった、あの明治の時代に日本の均等ある発展をしっかりと願ってきたときの政府は大変な財政赤字、国際世界の金融、銀行から金を借りてまで、この北海道開拓に鉄道をつくってくれました。今の時代になって、それはいとも簡単になくされたと私は思っています。地域住民の願いは、そこには届いていません。

産業の経済のルートもそこで断ち切られました。人も物も金も財産も、全て、情報も全て東京に一局集中であります。こんな国のやり方、さらにまた最近ではTPP含めて、これ以上どうするのだというのが今の日本の現状ではないでしょうか。でも、こんな現状でも歯を食いしばって頑張らなければ地域はなくなります。先ほど言いました、頑張ってくれた人たちのために安心して暮らせる、そして若者もここで頑張れる希望のある職場もつくらなければなりません、子供たちが何よりも未来に向かって本別の出身だと胸を張って世界に活躍できる子供たちを育てなければなりません、この思いであります。

そういう思いで、私どもはこれからも頑張りを続けなければなりませんので、そういう報道にはまどわされることなく、昨年、一昨年で出た人口統計、これは将来同じ年数、40年たった本別は6,000人だと言いました。今回も4,990人と言いました、何でこんなことになるのと、おかしいでしょうと、でも背景には何かあるかということも考えなければなりません。報道はそれだけではありません。平成の合併がありました。特に北海道は進みませんでした。約3,300が1,700から1,800に減りました。北海道はほとんど減っていません。それで、今度は道州制です。なぜ道州制をやるか。国は財源が底をつきました、底をつくのは1,000兆円の負債を抱えました。天文学的な数字をはるかに超えましたから、この解消はもう二度とできないかもしれません。

幾らインフレにしようが、何しようがこれの解消は無理です。そうなると、一番ねらわれるのが地方はお金持っている、先ほど言いました、地方は基金を持って悠々と暮らしているのに、国は金ないのにもう地方にはお金出さな、交付税はもっともっと減らせというのが国のやり方です。

やっと、交付税が戻ったのではありません、交付税は約3分の1カットしたままで、今、頑張っってスリム化しながらここまでやってきたのに、さらにまたそれを無視するかのように交付税の議論がされています。そして、究極は道州制を入れて国と道州と基礎自治体でこの日本の国を運営していこうということであります。道州と基礎自治体というと、基礎自治体の定義は人口が20万人から30万人というのが基礎です。そうれば、十勝は間違いなく全部が消滅します。十勝は帯広中心として、その周辺が十勝一つになるということになります。私どもの求めている十勝一つは、広域連携の中で力を合わせて幸せを求めていくというのが十勝一つですが、道州制の求めている十勝一つになるということは、それは十勝がもう殺伐とした状況になるという、そういう一つがありました。それが背景にあることも我々しっかりと捉えながら、やはり地方があって国になるのだよということをもう一度、基本的に中央の政治家の皆さんや役人の皆さん方にもしっかりと理解をいただきながら、動脈だけで、心臓だけで人間は行けていけないのだと、毛細血管にもしっかりと行き届いてきれいに美しい日本がなければ生きていないのだということ、これを訴えなければなりません。

これは情緒的なことだけではありません、それが現実であります。そのために一生懸命、我々は頑張っっていかなければなりませんから、本別町もこの特に第6次の総合計画の中で少しでもこの本別町に1人でも多くの方が育つように、そして住めるように、そして子供たちが元気よく育つように、そういうことを含めてその少子化の歯どめ、少しでも子供たちが本別で多くの子供たちが育つように、それで改めて子ども未来課の設置をさせていただいて、あらゆる子供の将来の成長のためにしっかりと応援をさせていただく、そういう環境をつくりました。

そして、なかなかできなかった企業誘致も、そして今度は地元にある資源を生かして農林業含めて、新しい作物をつくりながら、そして裾野の広い林業、植える、育てる、切る、加工する、運ぶ、そしてまたそこに大きな雇用、これだけの雇用をあの昔の時代までいかにいかないかもしれないけれども、あの昔の時代のにぎわいを本別に戻すために、基幹産業、ある資源を大事にして、しっかりとつくって、そこには有機農業も必要であります、そして障がい者や高齢者の雇用の場もつくるために、しっかりとした今まで捨てていた生ごみだとか、また下水道の汚泥だとか、そして畜産の廃棄物、いろいろなもの、捨てている物を資源にして、宝物にして、そして新しいエネルギーをつくりながら、発電もし、エネルギーを使って、そしてまた肥料もつくって、その肥料で薬草をつくったり、トマトをつくったり、リンゴの木を育てたり、町民みんなでそのことをして、にぎわいのある、わくわくするような町をつくっていこうと、できた実はみんなで収穫してジュースに加工したり、チップをつくったり、そして優秀なものはどんどん生で、いろいろな呼び込みをして食べてもらおう、そして薬草は大きな企業をバックにしっかりと本別町が、十勝がそのメッカになるような、そういうモデルの地区をつくろうと、このようなことも企画しています。トマトは、これからの重

要な産業になりうることであります。そして、たくさんの人にそれをつくっていただきながら、たくさんの人にかかわっていただいて、本当に真っ赤な実りを、喜びを感じながらしっかりつくっていく、そして農業も畑作4品を中心にして大事な食料をつくる農家の人の皆さんは機械化の中で最大限努力して、今の環境条件を減らさないように頑張っていていただく、そういうまちづくりをしていって、林業もしっかりと再生をさせていただく、このことの中で少しでも雇用を図りながら、この人口減、少子化対策に歯どめをかけていきたいなと思っております。

私の本別中学校卒業のときに、卒業生、以上368名という、その先生のアナウンスが今でも耳に残っています。仙美里中学校も2クラスありました、勇足中学校も2クラスありました、美里別も拓農も学校ありました。同級生と言われる人数は、本別町内だけで600名以上いました。今、生まれる子供さんは約50名です、10分の1です。500人、1学年で違うとしたら、18歳までいたら9,000人の子供がここで集っていたということです。その9,000人の子供が今はほとんど少なくなったということでもありますから、そういうことも思い出せば、家族5人にするというのは、難しいかもしれませんが、少しでも多くの子供たちが将来の、やはり日本の活力です、エネルギーですから、財産ですから、宝ですから、この子供たちがしっかり育てるようなまちづくり環境をつくって、全力を尽くしていきたい、そういうことも含めて、この人口減のことについては、私どもの本別町としてはしっかりと未来に向かって打って出たいなと、こういうふうに思っています。

2点目のこの対策チームの関係であります。新たな仕事づくりなどは、これは第6次の総合計画の中で新たな仕事づくり5点について、引き続きこれは積極的に進めさせていただきますし、また、基幹産業である農林業、そして地域資源を活用した企業誘致や企業立地、積極的に進めさせていただいて、そしてこれは町内の中に企業誘致の取り組みの中ではそれぞれプロジェクトチームというお話でありましたけれども、企画課、農林課、建設水道課、農業委員会、総務課などの横断的に課、部局でのプロジェクトチームを設置して推進を図ってきていますので、今後もそれぞれの課題にあわせて町内の関係部局一丸となって取り進めていきたいなというふうに考えておりますので、以上、長くなりましたけれども答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ゆっくり伺いたいのですが、私、持ち時間というものがありました、余りなくなりました。

それで、この報道の受けとめは実は私もそうなのです、おふざけにならないでくださいという形ですし、その座長の経歴が先ほど申し上げたような経歴で、この人は一体何を考えて今まで生きてきたのだらうと思いつつも、でも数字はその日のうちにインターネットにアップされていますから、全国の町村です。

これは町長おっしゃったように、本当に怒りを持って私も思いましたし、この人は、

その人の人生の中で最後まで責任とらないだろうなと思いますし、現場で生きている我々、生身の我々がこの報道をどう受けとめるのかということで、次の日、町長がああいう町村会長の立場でのお話をしたということで、少しは溜飲が下がりましたけれども、多分もっと言いたかったのだろうなと思いながらいました。

それで、済みません、私も余分なことは言いません①に述べているとおり、今まで本町が取り組んできたことが基本だと思っています。職場をつくっていくこと、今、町長がおっしゃった木材も含めて、職場をつくっていく努力はさらに強めていく必要があるのではないかなと、私の勝手な思いですけれども、例えば従業員5人ぐらいの事業所が複数できていくというようなことも大事なのではないかなと、それと福祉関係などでよくあるNPOという組織は、財政基盤が厳しいのではないかなと思っていたのですが、結構それなりに頑張っている組織も福祉関係が多いようではありますが。

そういう意味では、福祉でまちづくり本別を掲げているという意味でも、そういう5人とか、そういう少数単位の事業所なり、NPO団体なりが活動しやすい環境をつくっていくということも一つの課題ではないかなというふうに思っています。

それから、①で述べているし、町長も今、おっしゃったのですけれども、農業のことなのですけれども、農場という職場はなくなるのですよね、物理的になくなりません、畑がある以上は職場があります。問題は、そこに働いている人がどういう状況で働いているかということで、ベストはもちろん農家の跡取り、後継ぎです、それでなければ新規ですね、新規就農、あとはその他の者ということで、私はいつも言っていますけれども役場退職者の皆さん五反百姓になってくださいという話も割と本気で言っています。

それで、このたびは新たな農業振興計画が先日送られてきて、ざあっと見たのですが、ああやっぱりかと思ったのが新規就農者、この10年間、1人もいないのです。これはやはり、やり方の問題か宣伝の仕方か、そういうこともあります。例えば農業で言えば、町長おっしゃったように各課横断する対策は、チームはつくるというか、話し合いをしながら今やっているということなので、そういうチームの名前を大々的に表現するかどうかは別として、絶対これは各課にわたる問題です、今回、子ども未来課ができたのも、まさに子育て支援ということの最先端を走っていただきたいというか、時代の要請だと思っています。

条件が違うけれども、やはり子育てしやすい町だからということで人口ふえていますよね、報道されているとおりです。だから、それはもちろん近くに大きな都市があったりとか、本別とはちょっと条件が違うのですけれども、一因の一部になるというような、そういうものがあるので、いいところの真似をするという発想で最初は僕はいいと思っているのです。その中から本別独自のものが生まれていく、それを専門的にというか、意識的に定期的にそういう話し合いをするようなチームというのは、もうつくっていい時期だと思うし、何かの事業をやるときにそういうチームをたまたまつ

くるということは当然あると思いますけれども、例えば年何回かのそういう話し合いを持つようなチームが各課から出てもらって、やって、各課のやはり思い入れもあると思うのです、福祉関係は福祉関係、現業は現業関係のいろいろな思い入れがある中で、そういうのを持ち合いながら人口減に歯どめをかける、そういう本町としての独自対策、あるいは国の補助事業を使った対策含めて、一つ一つ具体化していく、具現化していくということが、これは本当に一番目の課題のような気がするのです。

当然、その他の機関、議会なども含めて今後、そういうことも必要になってくるのかなというふうに、先ほど申し上げたとおりで、何とか基本的には今の職場をつくったりとか、その子育て支援とか、福祉の充実ということが人口減に歯どめをかける一つの要因ではあると思っています、思っていますけれども、まだまだその人口減にブレーキがかかっている町の対策の中で学ぶべきものがあるのではないかなと、そういう意味でも、そういう対策チームなり、そういうことを定期的に考えるようなチャンスをぜひつくるべきだというふうに私は思うのですけれども、その点について再度伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 答弁をさせていただきますけれども、せっかくたくさんの方も来ていただいていますので、こういう経済状況になって、どこの町もそうと言いながら、本町も本当に駅をおりと仙美里も勇足もお店屋さんがたくさんあって、そして特に本別の駅というのはマーケット通というのがあってすごいにぎわいでした。でも、ほとんどそういう姿が見えなくなりました。

御質問にありましたように、商店も人口も少なくなるとやはり購買力も落ちて、なかなか商売するのも大変です。町内の商店街に店員さんという方もたくさんいました、私、若いときに農村青年と勤労者の地区労青年部と、それから市街地の市街地青年と3者合同で運動会をやったりしました、物すごい人数でした。

そこで出会った中で婚活、結婚した人もたくさんいました。そういうことができておりましたが、今は本当にそういう状況はありませんが、だからこそ今、この本別で頑張って、ここで暮らしているみんなが力を合わせて、何としても本別で間に合うものは絶対、本別で買ってくださいと、本別で消費してくださいと、どうしてもないものはほかで求めも仕方ありませんし、通販もいろいろありますけれども、できる限り本別で、本別の商店、本別の企業を守るためにみんなで支えられるように何とか皆様お願いします、これはどこ行っても今はお願いをしています。これはずっと前からですが、それが基本にならなければならないなというふうに思っておりますし、そのこともあわせて、今、御質問の中の関連で愛町購買というものは、本当に自分のことなのだということを含めて、やはりこれもさらにまた声を大きくしながら全体で取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。

御質問にありますように、それぞれの町の個性あるまちづくりでいいところをまね

という話ですが、もうどんなことでもいいですよ。本当にいいことだったらどんどん取り入れて、それを自分たちのものとして、また、我が町のこととして取り上げていくというのは、それは私どもも望むところでありまして、そういうことも含めてしっかり勉強させていただきながら取り組んでいきたいなと思っています。

何といても職場をつくるということは大事ですから、御質問にありましたように職場がなければそこで経済行為は成り立ちませんので、職場をつくる、そのためには今まであった、例えば特産品のマイタケだろうが、ソーセージだろうが、残念ながら今、その火が消えようとしています。何としても、これをつなげていこう、そこでNPO含めて、障がい者の施設含めて頑張らせていただいている、そういうNPOの方々もいます、この人たちは例えば国の就労のA型で、つつじの園のようなB型やっている人おりますから、ここら辺の皆さん方の将来のためにも雇用の場をつくるために、もう一度、その特産品を復活させて、ふるさと納税や何かに応えられるような、そして本別はやはりこういうマイタケだよ、ソーセージだよ、そして豆だよ、いろいろなことが自慢できるような、そういうものをなくさないで、さらに発展させていこうと、そういう雇用の場をまたたくさんつくっていかねばなりませんし、福祉でまちづくりを考えてきました。平成11年には本別町の福祉関連、施設含めて93人の職員が雇用されておりました。平成26年になりました、約270名の雇用にふえました。

そういうことを含めて、しっかりと取り組むべき機関の課題をしっかりと取り組みながら、全力を尽くしていきたいなと思っています。

これも起業家する、要するに起こす起業家で特産、本別の資源を生かす取り組みということで、本当にちょっと皆さんの意識を変えてくれれば、これは実現可能だよというのが私はやはり走りは豆腐だと思っています。豆腐は、当時4,000戸の住宅がありました、4,000戸の本別町の住宅の皆さんが、極端に言ったら1日1個200円協力してくれて、健康のためにも食卓に朝、昼、晩別にして、1日豆腐1丁消費してくれたら、1日4,000丁もつくる企業が、ここに豆腐工場が生まれるのです。そしてまた生産ももちろん、洗う、加工して、そして販売する、もちろん物すごい工場ができるのです。ということを含めて、もし1日1個無理だったら、1週間に1個だって、月に4,000ですから、1週間に1,000個ずつつくれるわけですから、こういうところにまた雇用ができるのではないかと。

ですから、どこかから誘致してくることももちろん大事だけれども、地元であるもので、ちょっとみんなで目線を変えて、本当に意識して協力していただければ、そういうことも、これからもまだまだ可能だということでもありますから、ぜひ、先ほど答弁しました。地元のある資源をしっかりと循環して、活用させていただいて、しっかりとこの本別での起業家、そしてまた職場をつくるために頑張っていきたいなと思います。どうぞ、そういう意味では、私どもも、職員もここまで本当に遅ればせながら全力で走ってこられたのは、何といても議会の皆さん方の御理解と御支援があって、

そして協力があってなし得たものでありますから、そして町民の皆さんの多くの応援があってできることでありますから、これからもこの本別協働のまちづくりを町民の皆さんとしっかり進めて、そして将来に本当にみんなで取り組んでよかったなど、そう言うっていただけるような、少しずつ、一歩ずつでいいから、そういう提案をさせていただきながらみんなで参加をしていただいて、そして楽しんでいただきながら、この本別のまちづくりに決して消滅するようなことにならないように、そしてこの間の若者の時代が希望を持って子育てをしながら、大いに、また元気のいいまちづくりにするようにぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、一層のまた議員各位の皆さん方の御支援もあわせて、お願いを申し上げて答弁とさせていただきたいと思っております。

また、町内のプロジェクトは、もう言われるとおりでと思っておりますので、それは常に言われるようなことについては、やはり先頭になって頑張る職員としっかりと将来展望を持ちながら、そして共通認識を持ちながら努力させていただくことについては、そのとおりでと思っておりますので、このこと含めてさらに気合いを入れながら、全力で頑張っていくと、そういう決意もさせていただきたいと思っております。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 町内で対策チームをつくるということなぜ私が重視をしているかということ、決意表明なのですね。もちろん、先ほど来、町長おっしゃっているように、いろいろな事業を取り入れるときに、課をわたるいろいろな議論とか、いろいろな意見を聞いて一つのを練り上げていくという経過だと思っておりますので、それはそれで今のおりでいいと思っております。

ただ、やはりその対策チーム、例えば仮に言えば年2回会議がありますと、役場が対策チームつくってやりますということ町民に向かってやはり表明するということは、私は形だけかもしれませんが大事だというふうに思うのです。

先ほど来、おっしゃったように10人ぐらいの町民の皆さんと話しをまだしていませんけれども、それぞれが、それぞれの立場で不安を訴えているわけです。

ですから、それはほかのいいところを取り入れていくということも含めて具現化していくと、現実にしていくということは大事なことだというふうに思っておりますし、先ほど平成の大合併のことを言うておりましたけれども、この前、NHKでちょうどそれを取り上げた番組見る機会がありまして8割後悔しているそうです、財政面も含めて、それから住民の皆さんの利便性も含めて大きく後退したと、簡単に言うと役場が遠くなったということです。

だから、その道を選ばなかった北海道の多くの自治体は懸命な判断だったなど、改めてNHKはどういう意図でそういう番組編集したのかわかりませんが、現実問題、約8割ぐらいの自治体がそうやって後悔しているということなので、やはり住みなれた町を継続していくということは基本的な要望ではないかなと思うのです。

ですから、それらを当然、一定の人口があって、働くところがあって、住むところがあると、子供を育てるのは安心だよと、そういう町つくるのはどの町も当然、考えていることなのですけれども、そういう判断を日常、普段に皆さんしていると思っ
ていますけれども、形を改めて年に1回、2回、3回というような、そういう会議の中
で報告もするということが求められているように私は思うのですけれども、お考えを
伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから町内の推進体制について、答弁をさせていただきます。

人口減の問題は、基本的にはどの分野もその人口減を意識したまちづくりを進める
必要があるだろうと思っています。それは、福祉もしっかり、産業もしっかり、子育ても
教育も同じだと考えています。

そういう中でどういう推進体制をしていくかというのは、かなり難しい面もござい
ますけれども、今ちょっと内部検討しているのは、小笠原議員から質問のありました
空き家対策、これの実態調査から入って、これをどう有効利用していくかと、空き家
になっている部分を、それを基本的に定住対策に結びつけようということを考えてい
ます。

定住対策を人口減対策の柱の一つにはなるだろうと考えておりまして、この定住対
策の中で総合計画推進委員会という組織、総合計画をどう推進していくかという、町
民も含めた組織でございますけれども、ここをどう活用するかというところで検討は
してございますので、これに阿保議員の御質疑がありました人口減対策全体を見つめ
た推進体制をどうつくるか、その場合に市内だけでいいのかどうか、もっと商業とか、
愛町購買運動をやるといっても、商業をどうするかというのが柱でございますから、
あるいは農業、あるいは林業とか、そういうものも含めてちょっと内部で検討させて
いただきたいなど、いずれにしても緊急の課題でございますから、前向きな対応をし
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 0時12分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告いたしました2問
について質問をさせていただきます。

まず最初に町民植樹祭についてお伺いをしたいと思います。

本町の林業、林産業はカラマツ梱包材の製造大手双日北海道与志本別工場の操業開始、本別産カラマツ加工品の市場開発販売の調査事業の展開など、再生の一步を踏み出したと思っております。

改めて申し上げるまでもありませんが、森林・林業・林産業の振興のためには町民や子供たちに森林や林業の大切さを知ってもらうことが必要だと思います。

そこで、以下2点についてお伺いします。

まず1点目でありますけれども、本町も今日まで町民の皆さんや子供たちの参加により、植樹祭などを取り組んできました。しかし、昨年度でニトリ北海道応援基金本別町町民植樹祭が終了し、また本別町の水源地の森林をつくり育てる集いも植樹に適切な場所が確保できないということになりました。

改めて今後の植樹祭のあり方などが問われていると思います。どのように考えておられるかお伺いをします。

次に、2点目ですが、これまでも他団体からの補助金の活用、または国有林の活用ということで植樹祭などが行われてまいりました。しかし、近隣の町村ではそれだけではなく、町有地や町有林の活用をした植樹祭などが活発に取り組まれております。本町としても、関係団体との連携をとりつつも、また補助金の活用を図りながらも町が主体的となって植樹祭に取り組むべきと思いますが、考え方を伺います。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の町民植樹祭についての質問の答弁をさせていただきたいと思っております。

この植樹祭につきましては、ことしの多分3月の議会だと思うのですが、質問をいただいて答弁をさせていただいた経過があるのですが、それぞれ植樹祭と言われるのが昭和59年からずっと植樹祭をやってきました。もともと分収育林などなど含めて、長い間取り組みをしてきましたから、町民の皆さんに多くの参加をいただきながら、植樹祭ずっとやってきました。59年から平成4年まではトドマツを国有林内に植えたり、その後はずっとまた、今、御質問ありましたように分収育林ということで水源地の水源地の確保など含めて、枝打ちだとか、いろいろな体験をしながら育てる、さらにまた100年記念事業のときには、桜だとか土だとか、町民の皆さんから多く寄附をいただいた樹木について、太陽の丘で植樹祭をやって、百年桜と言われる、私どもがつけた名前かもしれませんが百年桜というみんなでワイヤーを引っ張って、百年桜をあそこに、太陽の丘に植樹したという、そのようなこともありまして、ずっとこの間、ニトリ基金もそうですけれども、それぞれ歴史的にはずっと植林、育林を含めてずっとやってくる事業なのですが、おかげさまでニトリさんの好意で、そのニトリの桜の森づくりをするというようなことを含めては、いち早く手を挙げさせてい

ただいて、初年度は本当に異例の二口を本別に割り当てをいただくなどということがありまして、それから一定程度、桜の植樹をしました。

残念ながら、本別公園にもそれぞれイベントを利用して、町民の皆さん参加してただいて、園路に桜を植えたのですが、シカの食害に遭ってかなり傷んだということでもありますから、そこら辺も含めてまた新たな方式を考えなければならないなど、その桜にこだわる部分、多少あるのですけれども、ツツジと桜とああいう公園の本別の財産の大きなところですから、そのようなことを含めてまた新たな樹木などを考えなければならないと思うのですが、ただ、それにしても御質問にありますように桜の森、新生の方にもやりましたし、3月の質問にあったとき担当のほうから答えさせていただいたのは、ちょうどことし、そういう事業というのを一段落したというのがあるのですけれども、ちょうど私どもの植えるスペースというのですか、その用地が確保できないというのもありまして、ことしは断念をしたという経過があるのですが、それぞれ状況を見ながら、これはずっと引き続きやっっていこうということはもちろん私どもの計画の中にありますし、今のこの与志本林業、双日与志本北海道が本別工場に進出していただいたということを含めて、このとき町の答弁はさせていただきましたが、やはりこの森林、林業の大切さというのをもう一度、本別のまちづくりの基本に据えながらやっっていくことについては、昨年度、議会の皆さんに承認もいただきました。改めて、植える、育てる含めて、補助金の倍、2倍、3倍にさせていただきましたので、本当に不在地主の方が多いというのがありまして、実はけさほど新しく森林組合長になりました斉藤さんと参与の新谷さんと一緒に御挨拶に来ていただいて、森林組合も全力投球で頑張りますというお話をいただいて、町もそういう意味では極端には山を貸していただければ、用地を貸していただければ全部、個人の手出ししないぐらいできちんと植樹をさせていただくような状況を整えますと、そういうことも含めてあるので、ぜひ営業も含めて本町の未来の大きな財産になりますし、環境問題など含めても、ここにいないといって用地を未立木地にするのではなくて、そこら辺もしっかりと未立木地の解消も含めてしっかりとこの植林、造林をしていこうということにまた改めて話させていただきましたので、そういう意味ではそれらの個人の負担はないような方式でしっかりと全員に賛同していただけるような、そういう環境をつくれますので、ともに力を合わせて頑張らしましょうという話をさせていただきました。

そういうことを含めると、担当とずっと話をしてきたのですけれども、町民の皆さんにも意識を持ってもらったり、そして特に子供たちがあのかとき自分たちが植えた森だよ、山だよと、そしてこうなったのだよと大きな大きなやはり、ふるさと本別に対する思いだし、それがやはり森林やこの環境の大切さなどを助長するという大きな体験をしての教育につながるということでもありますから、非常に大事にさせていただきたいと思うのですが、ただ場所の条件的には余り急な立った山だったら、ちょっと逆

に大変な思いをしたり、またけがなどしても困りますので、できるだけ緩やかな条件の用地を探していこうということに話をしておりますので、またこれらに向けては御質問のとおり、しっかりと植樹祭という形はこれからも続けていくということは申し上げています。

先日、私も林業活性化の協議会にも出席させていただきましたけれども、残念ながら今一番大変なのは、せっかくそうやって植えるということを条件として、各市町村もそういう方向にいつているのですが、実は苗木が非常に足りないのです。1ランク、2ランク、3ランクという、言うなればランクがあるのですけれども、もともと今でいう3ランクというのはほとんど苗をつくっていても市場に出ないような苗だったので、それも活用しなければ苗が足りないというぐらい、苗穂が、苗畑がない状況なものですから、一昨年、私も植えた後に去年見ると、カラマツの小さな苗木をマイマイガでかなり幼虫で頭が食害にあうなんていうことがあったのですが、それをすぐ植えかえすことができないのです、そのような状況なものですから、なかなか大々的にというか、継続して植樹祭をやりたくても、そういうような状況もありますけれども、そのようなものをなるべく苗木の確保も、これは本当に関係機関に要請しながら大事なこの森林、林業ですから、しっかりとできるようにしなければなりませんし、さらに今言いましたように公用地だけでなく民有林も含めて、この条件が整えば植樹祭という形でしっかりと造林をしていくと、そういうような方式もとっていきなと思っておりますので、これもまた引き続き御支援をいただきたいなというふうに思います。

以上を申し上げて植樹祭についての答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

今、答弁にもありましたけれども、従来ですと本別町ではどちらかという森を育てる、あとは林業、製材工場も全くないわけではないですけれども、やはり本格的に工場が操業開始したという意味では、林産業ということで、先ほど言うように循環、木材の木の循環という意味では、大きな本別町では私は節目にあると思っています。

そういう意味では、より一層、森林、林業、林産業を理解をしてもらおうということは、大変、重要だなというふうに思っているわけですが、一つは例えば先ほど言いました本別町の水源地の森林をつくり育てる集いというのは、我々林業活性化議員連盟も、あるいは林業グループ、森林組合とか、森林事務所とかみんな関係団体が一定程度かかわってずっときたわけでありまして、そういう意味では、そういうかわりというものを引き続き大事にしていかなければいけないのではないかと思いますので、今後の取り組みの中でもその辺のところをどういうふうに考えていかれるのか、まず1点お伺いしたいのと、2点目の植樹祭ということでもありますけれども、今、言われているように、この間ずっと継続をしてきて、今、苗木が足りないという話も出

ましたけれども、今回のように植樹をする場所がなかなか大変ということもあるわけです。

そういう意味では、今、答弁にありましたように民有地とか、ここにあるように町有地、民有林の活用というものを考えていかなければならないのではないかと思いますと同時に、この植樹というのが一番大事ですけれども、植樹ということだけにこだわるのではなくて、過去にはたしか林務署の方が先生になって森に入って木の説明をしたり、そこで子供たちにクイズ形式で、いわば森を楽しむとか、そういうようなイベントをしてきた経過もあるわけですから、そういうことも含めて引き続き、今、御答弁では今後も継続していくということですから、そういった植樹ということだけになるといろいろな物理的な問題もあるので、それらできないときにはもっと違った形のイベントもそのときに計画をするとか、そういった少し幅広い形で進めていくことが継続という意味では今後、長続きしていくのではないかと思いますのですが、その点について2点お伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再答弁をさせていただきますが、もちろん本当に植える、育てる、切る、または循環させるというのは、本当にこれは大事なことだと思いますから、これは何としても、近年やはりこういう木材の市況ですから、切るだけ切るけれども植えないというのが多かったですけれども、そういうことも含めて何とかやはり未立木地をなくそうというのが議会でも議論、審議いただいて、こういう補助制度もつくらせていただきました。

これでいいということではなくて、これもまた国の制度、北海道の基金制度なども活用させていただいて、町も必要な応援体制をしっかりとって、これは確実に植えていけるような形にしなければならないです。

それらもちろん、森林、林業としてのなりわいとしてはしっかりそういうこともやっていくと、そして今、御質問ありましたように学習の場含めても必要な、大事なことです。何と云っても自然がなければ我々も生きていけないということですから、特に水なんていうのは私も経験しているのは、モップの沢も皆伐してしまって、あれが1月6日の本当にちょっとしばれる年でしたけれども、いきなり水が枯れてしまって、氷の上を水走ってしまったものですから、全然水源地に入らなくて、重機入れてやったけれどもだめで、次の年にまたあそこに3本、井戸を掘って対応するという、それだけ水が少なくなりましたから、やはり森林の効用というのは本当に大事だということを身をもって水がめが枯れてしまうようなことがありましたので、そのようなことがないようにということも含めて、あそこで育林のイベントをやらせてもらった。

森林管理署ですけれども、今、残念ながらそういう場所がもうしばらく見当たらないと、こういうことにもなりましたので、そんなこと含めて3月議会のときにも答弁

させていただきましたけれども、それら含めてどこかないのかということも含めてずっと検討してきていますが、今、高橋利勝議員から御質問ありますように、本町はおかげさまで歴史もそうなのですけれども、たくさんの森を育てるとか、木を育てるとか、それこそ林業グループから含めて、モモンガの会も含めてたくさんのグループがあります。そしてまた、近年は本当に100年事業を前後にして、また山川草木の会なども本当に積極的にやっていただいて、どろ亀さん高橋教授が来て記念植樹したとか、それらの事含めて総体として、やはりいろいろな取り組みをする中でより理解を深めて、また必要性も深めてということですから、桜も先ほどそのようなことになりましたので、公園の中のまた新しいスポットとして、そういういろいろな木がある、あそこに森と川ですか、回路ができて、新津さん方中心にやっていただいたり、それこそガイドでいろいろな案内してもらうということがありますので、自然の中でどういふ必要なのかという、これは総合学習とか何とかこだわることなく、子供たちの教育の場としてもまた自然観察の場としても大事な部分もありますので、あわせてそういう意味ではことし、ほんべつ学の中で、本当に三十数名の人たちが集って、いろいろな現地を含めて研究していく、そのような取り組みもさせていただきますので、幅広く今、御質問のようなものに取り組んでいきたいと思っておりますし、また、せっかくなのできている各団体、グループもまたそれぞれ見える形でまた活動していただくこともまたお願いをしながら、取り組んでいきたいなと思っております。

そのためにもやはり、本当に全体の皆さん方に集ってもらえる、そういう植樹祭とか、そういうものに類した取り組みというのは必要であろうと思っておりますので、それら含めてこれからもぜひ親しんでいければなと思っております。

先ほどもちらっと林業の話もさせていただきましたけれども、これはあとずっと前からの議論だったのですが、本別公園、例えば本別公園の中に観光で来たら、ちょっと山を散策したら秋だったらいろいろなキノコがあつて、それも自然に取って、またそれを食すとか、そしてまた同じ秋であればブドウが取れたり、リンゴが取れたり、梨が取れたり、実のなるものをすごく、春には花が咲いて、秋になったら実になると、そのような本別の街並みなり、公園ができないかということもずっと以前から議論がありました。そのようなこと含めて、少しでもそういうような思いに近づけるというか、本別のそういういろいろな過去の歴史にも、また触れながらこれからの前に向かってそのような植樹のあり方、また育林のあり方、または果物を育てる方など含めて通して、幅広く取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひまたいろいろな自然の中での取り組み積極的にやっていただいている議員でありますから、またいろいろアイデアも、また御指導いただきながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 続きまして2問目の仙美里、勇足地区の振興についてお伺いをしたいと思います。

市町村において、人口減、高齢化等から限界集落の増加が問題となっています。道は、全道市町村の集落環境に関する2013年度実態調査をまとめました。このうち、高齢化率、人口に65歳以上が占める割合の項目では、全道では3,747集落のうち、603集落が高齢化率50パーセント以上となり、2011年度の前回調査に比べて128集落がふえました。十勝においては653集落のうち、高齢化率50パーセント以上の集落は、前回よりも16集落増の78集落となっています。

このように、地区において高齢化が進むと同時に生活環境の後退が進み医療福祉難民、買い物難民だと言われる人々がふえ、高齢者や障がいを持つ方々はもちろんのこと、一般住民の方々も不便さを感じるようになります。

このことによって、さらに人口減少や高齢化が進むことになりかねません。そこで、2点についてお伺いします。

本町においては、本別市街地区から離れている仙美里地区と勇足地区があります。その実情を見ますと、仙美里地区では中学校の閉校があり、またお店も閉店や縮小によって、地元住民が利用できる主なお店は農協支所の店舗だけとなります。

また、勇足地区においては町の中心の交差点の角地にありましたラーメン店が閉店をし、更地になっています。両地区とも限界集落になるということではありませんが、先ほども言いましたように生活環境は着実に後退しているのではないかと思います。

改めて、両地区の振興といいますか、まちづくりについて考えるときがきていると思いますので、どのように考えるかお伺いします。

また、2点目でありますけれども、住民が安心して生活できるためには医療福祉、教育、子育て支援を取り組める施設や交通の便、生活必需品の買えるお店、ガソリンスタンド、金融機関などなどの確保が必要となっています。

ただ、現在のところ両地区とも福祉施設、子育て支援施設の整備、農協支所、郵便局、会社などが存在し、周辺には農家もあることから、一定の確保はできていると思います。しかし、行政を除きその他の多くは民間であることから、経済的な理由により今後、閉店や撤退の可能性はゼロと言えません。

そこで、改めて行政、農協、商工会、郵便局、自治会などの関係者がそれぞれ地区ごとで連携をし、状況の変化に応じてまちづくりの観点から話し合える場を設けてまちづくりを取り組んでいけるようにしてはどうかと思いますが、どのように考えるかお伺いをします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 高橋利勝議員の2問目の仙美里、勇足地区の振興についての答弁をさせていただきます。

人口動態などなど含めては、何度か御質問に答えさせていただいて、また午前中の

質問にもありましたけれども、本当に仙美里、勇足地区、そして私ども美里別も同じく考えていました。

以前に、やはり今、頑張っただけ残っていただいているのはAコープの本別農協の店舗なのです。ですから、ここもやはりなかなかそれぞれ内部の事情もあって、この店舗をどうするかということも含めて農協でも検討していただいたり、また支所体制もどうするかということもずっと協議をさせていただいていますが、地域の思いというのがありますから、なかなかこれをすんなりと統合するとか、廃止をするとかということにはなかなかならないということも含めて、かなり熟慮されて、苦慮もされているというようなこともよくお話を聞いておりますし、でき得れば郵便局の統合、廃合のときもそうなのですが含めて、何とかこの郵便局もそして農協の支所機能も店舗も含めて、また美里別にはありませんけれども勇足、仙美里には私どもの役場の支所もありますから、これらも一緒になって御質問のように地域のこの衰退を防ぐ、できればその地域の方々が最低限の買い物ができるという条件を何とか残していかないと、農家の休みのときに買い物に行くところない、暑いからちょっとジュース買いに行こう、本当に俗っぽい言い方をするとキャンディー1本買うところがない、パン買うところがないという点は、1回1回本別の街中まで出てくるということには、なかなかならないだろうと、そういうことも含めて、その地域で暮らす人たちのことを思ったときには最低限、本当に汗を流して、そういう機能を残すことも我々の役割だなということもずっと思ってきて、何度もそういうことも含めて話をさせていただいたことがあります。

現実はまだどうこうということにはまだ至っておりませんが、そのころからずっとやはり1軒やめ、2軒やめということで、地域から食堂機能もなくなったり、もっと言えば買い物するお店屋さんが仕出しもやってくれたところもなくなると、そういうところが仙美里、勇足含めてありました。

今、仙美里はほとんどAコープだけのようになってしまいましたし、また勇足は本当に民間で頑張っている人もやはり一、二軒頑張ってくれています。でも、今のうちにそういう協議をしなければ本当に地域で何か進む条件というものが非常に狭まります。

毎年、子供たちと町長と語る会というのやらせていただいたのですが、子供たちの願いはやはりイベントがあって、自然があって、楽しい町なのだけれども、それが一番なのだけれども、やはり仙美里、勇足に買い物できるところをぜひ残してほしい、つくってほしいというのが大きな願いの一つなのです。

住んでいる立場から考えると当然のことです。それを何とか今流のコンビニ的な形の中でも、その利便性を高めて、言うなれば国道242号線がど真ん中走っているわけですから、それらの中心的なところにそういうものを設置をさせていただいて何とか、地域の願いに応えることができないのかなとよく考えているのですが、

ただこれも私たちだけの思いではなかなかできませんので、本当に地域の皆さん方含めて、ぜひアンケートになるかどうかわかりませんが、その思いをしっかりと確かめて、やはりそういうときには本当に地元みんなで利用していただいて、継続できるような協力体制ができるのかということを含めて考えなければなりませんし、また、市街地区からちょっと距離のあるところは、宅配も含めて、昔は本当に宅配でしたから、朝から、夕方からと、それぞれ業者もそうですけれども、自転車でも何でも宅配の時代でしたから、それを考えると今もやはりひとり暮らしなどなど含めた、高齢化含めたり、なかなか足の確保が難しくて来れないという方もたくさん地区の中には、それでもやはりこの住みなれたところずっと住みたいという願いに応えるためにも、その宅配制度なども含めてしっかりと、やはり対応できるようにしていかなければならないと思っています。

本町の企業の中にも宅配をと考えているその企業もあるやに聞いておりますので、また、農協のほうも担当の中ではぜひ宅配して、地域の農業者の皆さんの利便性を高めたいという、そういう話も実はあるということも聞いておりますので、何とか頑張ってやりましょうねと声をかえているのですけれども、そのようなことも含めて御質問にありますように本当に地域の人たちも含めて、一堂に会してこのような体制がとれないのか、またどういう体制がいいのか含めて、また十分に協議をいただきながら、日々の暮らしも大事なことですから、しっかりそういう環境をつくっていくように努力したいなというふうに思っております。

これは本当にせつかく学校機能がありながら、地域の金融機関もありながら、ないのは商店、要するに物を買う、そういうところがないというのが一番、住む上で大事なことなものですから、仙美里、勇足は特にまた分譲地もゆっくりながらも、また一つずつ住宅が建ったり、また新しい学校の先生方の定住も非常にふえてくるなどなど含めて、かなり福祉施設も充実させていただいていると、これからもっともっと充実させていかなければなりませんから、そういう住む環境状況をつくりながらも、その中での一つの大きな買い物ができるということがないというのが非常に、これは一番つらいことでもありますので、これを含めて考えていきたいなというふうに思っています。

今、車社会だからすぐどこか行ってしまうのだよと言えばそれまでかもしれませんが、それだけで暮らしが全部、完結するわけではありませんので、そういう機能もありながら、やはり地元で最低限の買い物ができるという、そういうまちづくりとか、地域づくり、商工会ももちろんですがしっかりと協議させていただいて、その方向性を定めていければなと思っておりますので、またいろいろな御意見がありましたらまたぜひ御指導いただきながら、しっかり取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げて答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今、御答弁いただきましたけれども、まさに答弁のとおりだと思っています。そういう状況の中でも、例えば今、仙美里では学校跡地をどう活用するかということで、いろいろと取り組みをしていますし、勇足は定住団地の取り組みをしています。そういった新たな取り組みをするに当たっても、今、言われているように生活環境がなかなか不便であるということになれば、状況としては大変、厳しいのではないかとこのように思っていますので、そういう意味でも生活環境の維持、充実維持というのは大事だなということを改めて思います。

それともう1点は、今、お話がありましたように、その地域の人々がどう受けとめているかということですが、今、答弁にもありましたけれども仙美里は店舗とガソリンスタンドは農協の支所が撤退をすれば全てほとんどなくなるというような、そういう農協の支所が撤退をするとは思いませんけれども、そういう状況にありますし、また勇足の部分については、これは観測的希望だったのかもしれませんが、その更地のところにコンビニエンスストアが一時どうかというような話も聞きましたけれども、現実的にはそうなっていません。

ですから、今の答弁を聞くと、そういう子供たちの思いやらもあってそういうお話が出たのかもしれませんが、そういった意味でいうと、それぞれがスタンドだとかお店だとか、そういうことになりますと、あとは会社がありますが、今、中小企業も経営厳しいですから、そういう意味では心配をしていますけれども、そういったことについてそれぞれの個々の会社や個々のお店だけでは限界があるわけでありまして、今、町長の答弁にもありましたけれども、その背後というか背景には農協があり、商工会があるということもあって、そういう意味では地域にも今、言われていますように地域別の生活環境も考慮した上でどうしていくかということをやはり考えていくべきだと思いますし、それぞれ本町には全体的にそういった連携していくところがありますが、それぞれ勇足、仙美里地区はそれぞれの状況が違いますので、やはりそれぞれの状況にあわせて、特に地域の人、本来はその自治会等で取り組んでいることも多いのですが、今、言われているようなことも連携をしていくとか、そういうようなことを実質として、地域の思いをつくっていくというようなことがそれぞれの仙美里、勇足地区の現状や今後のことを考えていけるのではないかと思いますので、その辺は行政が今のお話ですと主体となってということになるかもしれませんが、改めてその点についてもう一度、お伺いをお聞きしたと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問は仙美里と勇足ということの部分に大きく聞いていただいている方にもマイクを通して、聞いていただいている方もそういうことかなと思われているかもしれませんが、これは御質問にありますようにもう少し大きく捉えれば全町的なことを象徴している部分だと私も思っているのです。

ですから、私どももやっているからどうこうではなくて、やはり地元にあるものがみんなで支えていかなければ、いざというときに本当に大変な状況になるのだよというのが、まさにこのことだと思うのです。唯一、頑張ってくれていました仙美里の民間の1店舗がありました。地域の人にも事あるごとに、何とかここだけでも頑張ってね、何とか支えてね、私どもも本当に年間少ない買い物だけど、でも必ず意識してそこは行きますし、でも、やはり地域のニーズ、そこまで及ばなかったなどなど含めて、中身はそんなに十分には把握はしていませんけれども、やはり店を継続することは難しいと、こういうことになってしまうのです。

でも、これは本当に先ほど答弁させていただいた思いをずっと持って私どももいるのですけれども、それが例えば農協さんと商工会と、それこそ郵便局さん方と話をし、そういうことをしようと言っても本当に来てくれるのか、地元の人がそう思っているのか、このことが一番大事なところなのです。ここがなければ、いや車で近いからすぐ隣町行くし、こっちに行くし、南のほうは隣に行ってしまうし、北のほうは向こうに行ってしまうしなどということになってしまったら、それこそ何をやっても同じことになってしまう、こういうことでありますから、なぜそういうことを取り組むのか、なぜそういうことをしなければならぬかということを含めて、やはりもっともっと考えていただきながら、ちょっと目線を変えてもらうというか、将来のことを考えて、現状も考えたときに、やはりここだよ、地元だよという意識を持っていただけることが、これは愛町購買含めて一番大事な視点だというふうに思っているのです。

ですから、そういうことも含めて地域とあわせて、いろいろな相談をさせていただきながら、どういうことを今必要なのか、どうすればいいのかということをやったり考えていく必要があるだろうと思うのです。商工会だけだといっても、商工会だってやはりビジネスだから、なかったらとてもではないけれどもできないので、そういうところの役割、また地域の農業者含めて、基幹産業としての役割として、やはり農協もどう頑張ってくれるのか、その頑張るその体制をやったり町も全面的に一緒になってバックアップさせていただきながら、地域のニーズというか、地域の思いを、そして願いに応えていく、そういう体制がやはりとれることが一番だなと思っていますから、そのことができるように、そういう環境が、合意ができるような地域との協議というのはしっかり進めていかなければならないと思うのです。

なかなか地域といっても幅広いですから、せつかくあんなに広い距離持っていますから、やはり本当に横向けば隣の町あるかもしれないけれども、町内の店があるかもしれないけれども、やはりこのエリアの中で頑張ってくださいということの意識も含めて、ぜひ持っていただくようにしなければならぬというふうに思っておりますので、ぜひそういう体制もとっていきなさいと思っています。

全体的な商店街の振興も含めて、ただ少しでも地元で買い物意識を高めてもらうな

どなど含めて、プレミアム商品券などのアイデアも出しながら、また商工会に協力いただいて、それぞれ商店主の皆さん方に、また商店主の皆さん方も、またいろいろなポイントカードなどなど含めて、地元の皆さん方と少しでも多く触れ合って、また夜でかけナイトなどもそうですけれども、そういうことを一生懸命やっていたり、またこれからもビア彩イベントなどなど含めてあります。特に、消費者と町民とのそういうコミュニケーションだとか、つながりというのを大事にしてやってくれるということですから、そのことも思い起こしながらしっかりと私どもも職員はとにかく、いつも言っていますけれども、とにかく地元を大事にして、地元の皆さんのおかげで我々も、こうやって仕事して行ける当たり前のことだから、その地元が元気になるためにどういう自分たちのみずから仕事をさせてもらうということも考えてやろうということに、いつも話しています。

本当に力及ばずのところもあるかもしれませんが、何としても、なくなってしまったときに本当にどうしようもないことになってしまいますから、そうならないように少しでも地域の人たちが本当に最低限、何とかそこで頑張っていけるような環境をつくるためには、本当にこれらを決死の覚悟でやって、協議をしていかなければならないと思います。

そのようなことがきっと地域の皆さんと共通認識が持てることを願いながら、しっかり取り組んでいきたいなと思っています。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○9番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次に、4番黒山久男君。

○4番（黒山久男君）〔登壇〕 議長のお許しを得ましたので、通告しております1問について町長の見解を伺います。

本町の自主防災組織の拡充についてでございます。

近年は、異常気象による自然災害が多く発生しております。3・11東日本大震災も3年を経過しましたが、いまだ十分な復興になっておりません。一度、こういったことが起これば大変なことになります。

そこで、本別町も早急な自主防災組織の全町的な組織化が求められていると思います。本町の組織の充実の進めについてお伺いいたします。

まず、第一に各自治体における自主防災組織の内容でございますけれども、自主防災組織は市街地を中心といたしまして19自治会で結成されています。世帯数では2,000世帯をわずかに超え、カバー率では55パーセントぐらいとなっております。

しかし一方では、自治会の結成率を見ますと76自治会中、19自治会のみと結成でございます。これは、結成率を見ますと25パーセントということになっています。このことについて、どのように思われているかお伺いしたいと思います。

また、各自治会における自主防災計画の内容等について、町行政としてどのように

かかわっているのかお伺いします。

2番目に、自主防災組織の取り組みと在宅福祉ネットワーク組織の災害時における要援護者対策等を並行する部分があります。先日、在宅福祉ネットワークの役員会が開催され、その中で災害時における要援護者対策はネットワークでやるのか、それとも自治会の自主防災組織の中で取り組むのか議論がされました。町、社協、自治会連合会、在宅ネットワーク、また、消防だとか民生員等も含めた中での横断的な話し合いを持ちながら主体的な取り組みの組織化を図るべきと思いますが、どのように考えているか、以上2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 黒山議員の本町の自主防災組織の拡充についての御質問の答弁をさせていただきます。

本当に地域の中で先進的にこの自主防災組織はもちろんです、ネットワークも含めて本当に御活躍いただいていますことに、本当に改めて敬意を表したいというふうに思います。

御質問にありましたように、御質問の趣旨はよくわかっているつもりでありますし、やはりこの組織が二つにまたがって、どちらも住民の暮らしの中で災害時含めたり、要援護含めたり、また暮らしの上で欠かすことのできないネットワークと自主防災組織ですから、本当にいざというときの、まさに転ばぬ先の杖で普段からそれぞれ訓練もしていただきながら、そしてその連絡網など、または救出、救護の体制もとっていただきながら頑張っていることも本当にありがたく感じております。

また、それぞれ19の自治会でということになりますが、今、御質問のとおりでありまして3,770世帯に対して2,068世帯ですから、54.9パーセントということで、またこの自主防災はそれぞれ地域の中でその発言をいただきながら、それぞれ説明会を開いて、地域、自治会の中で本当によく取り組んでいただいています、19を少なく見るか多く見るかということは別にしましても、本当によくきめ細かく取り組んでいただいて、特に避難指定になった自治会の皆さん方を中心に、非常によく努力していただいているなというふうに改めて感謝するところであります。

ただ、この中での自主防災組織のそれぞれの取り組みだとか、また手続きなど含めては、それぞれ社協も含めて担当のほうと十分に打ち合わせをさせていただきながら、それぞれ負担の無理のかからない方法の中で、それぞれが役割分担の中で認識をしていただけるようなことにぜひしていきたいなと思っておりますし、また自治連の総会などには説明させていただいておりますけれども、自主防災組織の設置要綱を作成する自治会には特に高齢者、障がい者の安否の確認や避難の支援、情報収集、伝達方法の確立が行える体制のお願いと見本となる要綱案をお渡しをさせていただいて、自治会総会などで決定していただいた後には、要綱をコピーさせていただき、担当の方で保管をしているということでもあります。

2点目は、在宅福祉ネットワークの組織の取り組みと並行する部分があるということの御質問ですが、まさにそのとおりでありまして、社協で取り組んでいただいている在宅福祉ネットワークにつきましては五つの活動を項目として見守り、それから生活支援活動、除雪の活動支援、地域サロンの活動、災害時の支援活動がこの主な五つの大きな柱として掲げられています。

社協に確認をさせていただきましたけれども、各自治会においてはこの5項目のうち、可能な範囲で取り組んでいただきたいということでお話をさせていただきました。

例えば、自治会で自主防災組織が結成されていれば、在宅福祉ネットワークの部分につきましては、自主防災の組織と活動を兼ねて、一つの活動として取り組んでいただくなど、地域でできるだけ負担の少ない方法で取り組んでいただければという考え方をいただいております。

この点につきましては、説明が若干わかりづらい面もありますが、負担を強いる印象を与える分もあったかというふうに思います。こっちでもやっているのか、こっちでもやらなければならないのかという部分は、本当に御質問のようにそんなに両方でやらなくてもいいだろうというのが、もう率直な感情として、思いとしてあるのが当然でありますから、その調整も含めて各自治会の事情に応じて活動しやすく、かつ実効性の高い方法で取り組みを行っていただければ、今後とも社協とも協議をしながら、それぞれ努力していただいている自治会の皆さん方にも周知を図っていきたいというふうに考えております。

なお、要援護者の対策につきましては、平成22年度から災害時における避難支援の個別計画の作成に取り組んでおりましたが、昨年6月の災害対策基本法の改正によりまして、避難行動の要支援者名簿の作成が義務づけられました。そういうことから、65歳以上の高齢者及び60歳未満の障がいのある方を対象に実態調査を行い、その調査に基づきまして避難支援の個別の計画をデータ入力して、台帳の作成を進めているところであります。

これらの個別計画は、7月中に整備をして、その後、個別の自治会と調査内容の確認、避難支援を必要とする方、避難の支援者決定について協議を進める予定としておりますので、でき上がりました個別計画につきましては、本別町地域防災計画に基づきまして、自治会、民生委員、児童委員、社協、本別消防署などとの関係機関での情報共有させていただくこととさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 黒山久男君。

○4番（黒山久男君） 再質問させていただきますけれども、先日いただきました本別町地域防災計画の差し替えの中で、災害時における要援護者対策計画についてうたわれております。

この中で、町民は災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は自力で十分な行動がとれません。地域住民及び福祉ボランティア団体等の協力援助体制のあり方として、その役割を明確にするよう努めますということがうたわれております。

やはりここだと思うのです。やはり、どこが主体的にやっていくのかということにしていけないと、いざ災害時になったときに十分な取り組みができないと思うのです。そういった面を町行政が主体的にやっていくということにしていけないと、これは住分な自主防災組織とはならないのではないかと思いますので、これらについてもう一度答弁をお願いをしたいと思っています。

それから、この自主防災組織、必ずこうでなければならないという設置条項がありますが、これは必ずしもこうでなければならないという決めはありませんと、こううたわれております。今までも各自主防災組織は、それなりに各地域でつくっているのですけれども、やはりその本別町の地域防災計画は道のほうのチェックと言ったらおかしいですけれども、そういったあれを見てもらって、そしてやる、本別町の防災計画が成り立ってくるのですけれども、やはり行政のほうである程度、中身を見ながらやっていかないと、私たちも南4丁目の自主防災組織をつくるときに、ほかの地域でできているものの見本を見せてもらいましたけれども、これはおかしいのではないかという部分もないわけではないです。

だから、そういったものをやはり行政のほうでもう少しチェックというのですか、確認をするというような方法をとれないのかどうかということでございます。

それから、以前にもお聞きいたしましたけれども、私たち在宅福祉ネットワークで先進地視察をしたところ、職員が自主防災組織へできているところについては、必ず2人か3人、その担当の職員が決められているのです。そういったこともありますので、やはり行政が自主防災組織の各団体のかかわり合いは必要だと思っていますので、そこら辺について再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） ただいまの御質問の最初の部分ですけれども、地域防災計画の差しかえの部分で、援助活動につきまして大幅に今回、変わりまして、避難方法要支援者名簿に掲載する者の範囲ということで高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、その他支援の必要を認めた者ということで、新たに項目として出てまいりました。

先ほども申しましたけれども、高齢者、障がい者の部分につきましては、ケアセンターのほうで以前から取り組んでいまして、このたび法改正で義務づけられたということで現在、この名簿の作成のほうを取り進めております。

それから、乳幼児、外国人の部分につきましては、住民課のほうでこれから取り進めようと思っていますけれども、どのような形で、アンケート方式がいいのか、どのような形がいいのかこれから研究をしてまいりたいと思います。

それから、自主防災組織の要綱等に対して指導等はしないのかということですが、これも先ほど申し上げましたけれども、特にその自主防災組織をつくりますよという自治会には特に高齢者、障がい者の安否確認、避難支援の体制、それから情報収集、伝達方法の確立が行えるような体制を、これは必ず入れてくださいということではお願いしております。

自主防災組織の育成については町がもちろん責任を持ってやらなければならないのですが、あくまでもやはり自主防災組織ですから、余りその地域の実情等もありますので、行政が余り口を挟むのもどうなのかということもありまして、それほどチェック体制といいますか、そこまでは至っていない状況です。

先ほどの御質問の中で、自主防災組織を設置している各組織といいますか、自治会に担当職員を張りつけないのかという御質問ですが、本町の場合、現在やっていない状況ですが、これも今後の検討課題かなと思います、ちょっとこれはお時間いただいて検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 黒山久男君。

○4番（黒山久男君） 検討課題という言葉も出てきましたけれども、自主防災組織について余り行政が口を挟むということはしないということでございますけれども、自主防災組織全体計画を含め、自治会等と積極的に協議を進めるという防災計画になっているのですね。

ですから、ここら辺、もう少し協力的に行政のほうも各自治防災組織の中に入って行って、訓練だとか、年1回ぐらいは訓練をしてくださいとか、それからいろいろとその地域からの要望等もあると思うのです。

私たち、先進地を見学してくると、各自主防災組織の中では30万円ぐらいの防災道具というのですか、そういったものも支給をしているだとかということですし、また二、三日前の新聞にもこうやって出ていますけれども、遠別町1人当たり500円、総体で15万円ですか、年間を与えるというような新聞も出ていますので、いろいろな要望もあると思うので、そこら辺について再度、お願いをしたいと思います。

それから、もう1点ですが、この自主防災組織の育成に関する計画というのがございます。この中で、災害時の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、自分たちの地域は自分たちで守るという精神のもとに地域住民、事業所等による自主組織を設置、育成を推進すると、その際、女性の促進に努めるものとするという防災計画なのですね、これ。

そして、自主防災組織の復旧については女性の参画は配慮するものと、女性リーダーの育成に努めるものとするということになっています。そういった意味からすれば、もう少し行政のほうでかかわり合いを持ちながら、この自主防災組織の主体性を確立していくべきだと思うのですけれども、その辺について、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 自主防災組織の1問目の例えば訓練ですとか、そういうものにつきましては、去年ですけれども、去年、栄町の自治会で大がかりな自治会上げての訓練がありまして、それに呼ばれまして参加してまいりました。

そのときには、何か助成金を活用して、たしか2万円程度の助成金ですけれども、そういう制度もありまして、それを活用しまして100名ほど参加していましたか、かなり大がかりな訓練でやりまして、その後、皆さんでジングスカンをして、交流を持てたと、そのようなこともやっております。

あと、女性の参加の関係ですけれども、防災計画の中で、道の防災計画に準じて自主防災組織への女性の参画、女性リーダーの育成に対する町の努力義務について平成24年度に追加変更しております。

女性の参画のこの定義にした経緯につきましては、東日本大震災での災害現場で意志決定の場合の女性の参画が少なく、女性の意見が反映されづらいという反省のもとで国、そして道の防災計画において位置づけられております。

本町の女性の参加状況はどうかと申し上げますと、現在、住民課のほうで所有しています各自治会の要綱等については設立時のものしか保管しておりませんが、その当時の役員の名簿を見ますとお名前記載されているのが19自治会のうち10自治会でして、その組織図を見てもとみると、ほとんどの組織で女性役員が参画されていました。

役職としては、その多くは福祉協力員のような形で参加率については、それぞれ基準日というか、設立時が違いますけれども、総体で見ますと大体29.5パーセント程度となっております。現在、大分人が変わっているかと思えますけれども、そのような状況になっておりました。

今後につきましても、既存の組織を含め、これから新たに組織される自治会についても、女性や役員の重要性をお話ししながら、女性の参画の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから何点か補足をさせていただきます。

まず、自主防災組織の設置につきましては、防災計画に定めた経過から見て、町もある程度、積極的にやはりPR、あるいは手助けをしていく必要があるだろうと考えております。

ただ、実際の活動に当たっては、避難行動とか、そういう中に実際に消防とか、行政職員入ってはいけないだろうと、大きな災害の場合。そうなると、やはりその自主防災組織の中で一定の対応をお願いすることになるということでございますから、できるだけやはり活動は自主性を尊重していこうというのは基本だろうと考えております。

それから、女性の部分につきましては、今、大きな課題を一つ申し上げますと自主防災組織が設置されている自治会と設置されていない自治会が非常に多いのです。それで、その福祉ネットワークの御指摘もありましたけれども、自主防災組織がない場合、自治会としては、町としてはその援護者の名簿を作成するという義務は25年から追いましたから、義務、その名簿作成して自治会に提供していくと、提供された自治会は具体的にではその自主防災組織を設置していないか、動けるのかとなると、ここはやはり在宅福祉ネットワークの力が中心的にお願いするようになるのかなと考えております。

それから、もう一つ共通して言える部分は、在宅福祉ネットワークの活動されている方は、私が思うには8割ぐらい、あるいはそれ以上、女性の皆さんが自治会の中で活躍をされていると、したがって女性の参画の部分はやはり自主防災組織の中に複数委員等の張りつけもありますけれども、このところは在宅福祉ネットワークの出番をお願いする等でもあるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○4番（黒山久男君） 終わります。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時35分）

平成26年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

平成26年6月11日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第49号 平成26年度本別町一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第 2 議案第50号 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 3 議案第51号 平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 4 議案第52号 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 5 議案第53号 平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 6 議案第54号 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について
- 日程第 7 議案第55号 辺地総合整備計画について
- 日程第 8 議案第56号 本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 9 議案第57号 公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて
- 日程第10 議案第58号 平成26年度本別町一般会計補正予算（第4回）について
- 日程第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
- 日程第12 発議第1号 本別町議会会議規則の一部改正について
- 日程第13 発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 決議案第1号 「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議
- 日程第15 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第16 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第17 意見書案第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

- 日程第 18 意見書案第 8 号 平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 19 意見書案第 9 号 現場無視の「農業改革」に反対する意見書
- 日程第 20 意見書案第 10 号 労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書
- 日程第 21 農業委員推薦の件
- 日程第 22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続審査申出書)
- 日程第 24 議員派遣の件

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 49 号 平成 26 年度本別町一般会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 2 議案第 50 号 平成 26 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 3 議案第 51 号 平成 26 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 4 議案第 52 号 平成 26 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 5 議案第 53 号 平成 26 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 6 議案第 54 号 平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 7 議案第 55 号 辺地総合整備計画について
- 日程第 8 議案第 56 号 本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 9 議案第 57 号 公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて
- 日程第 10 議案第 58 号 平成 26 年度本別町一般会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 11 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
- 日程第 12 発議第 1 号 本別町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 13 発議第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 決議案第 1 号 「TPP 協定交渉から十勝を守り抜く」決議

- 日程第15 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第16 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第17 意見書案第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第18 意見書案第8号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第19 意見書案第9号 現場無視の「農業改革」に反対する意見書
- 日程第20 意見書案第10号 労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書
- 日程第21 農業委員推薦の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続審査申出書)
- 日程第24 議員派遣の件

○出席議員（10名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	2番	山西二三夫君		4番	黒山久男君
	5番	小笠原良美君		6番	山田鶴雄君
	7番	方川英一君		8番	笠原求君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（1名）

3番 戸田徹君

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君

総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当主任	塚谷直人君		

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第49号

○議長（方川一郎君） 日程第1 議案第49号平成26年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第49号平成26年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴います人件費の調整、認知症地域支援推進事業、消費者行政活性化事業、本別高等学校給食提供事業の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,922万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,986万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出ですが、各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費については、人事異動によるもので、16ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費15節工事請負費3,418万2,000円の補正は、別添の予算説明資料1ページをお願いいたします。

役場庁舎屋上防水補修工事です。

右側上段の全体事業説明ですが、役場庁舎は昭和48年に竣工されており、アスファルトの老化、コンクリートの劣化のため、日常的な雨漏りはもとより、風雨の強い日などは天井、壁からの浸水が著しい箇所も出てきております。このため、戸籍及び税情報管理システムを保管する電算室への雨漏り、浸水などが危惧されております。住民の財産やプライバシーを守るため、屋上の全面防水工事を実施するもので、2階から6階屋上部分1,458.8平方メートル、事業費3,418万2,000円です。

左側の財源内訳ですが、全額、公共施設等整備基金を活用して行うものであります。

予算書の7ページにお戻りください。

下段の10目電算事務処理費18節備品購入費121万円の補正は、設計、製図用ソフト8個を購入するもので、ウィンドウズXPのサポート終了に対応するものであります。

次の一番下段、3款民生費2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費、次のページをお願いいたします。

上段の11節需用費59万4,000円の補正及び次の3目介護保険費28節繰出金中、介護サービス事業特別会計繰出金介護老人福祉施設事業59万4,000円の補正は、老人ホーム高圧受電設備を修繕するもので118万8,000円を特養分と養護分をそれぞれ折半するものであります。

4行戻りまして、介護保険事業特別会計繰出金地域支援事業費6万1,000円の補正は、認知症地域支援推進員等設置事業として嘱託医師及び推進員の養成を図るもので、町負担分であります。

次の3項児童福祉費1目児童福祉総務費9節旅費15万8,000円の補正は、新たに子ども・子育て支援制度説明会等へ出席によるもので、次の12節役務費10万6,000円の補正は、子育て世帯臨時特例給付事業で、口座振込手数料単価の確定によるものであります。

次の2目児童福祉施設費8節報償費109万9,000円の補正は、勇足におけます放課後子ども教室申込者増に対応するため、活動推進員1名の増員によるものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費6目営農用水管理費15節工事請負費354万9,000円の補正は、勇足西浄水場配水流量計故障のため更新するものであります。

下段の7款1項商工費6目消費者対策費11節需用費42万2,000円の補正は、北海道消費者行政活性化事業を活用し、消費者被害防止啓発資材を購入するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

8款土木費4項都市計画費2目公園費12節役務費118万6,000円の補正は、臨時職員不足のため公園内の草刈り等の維持管理を就労センターをお願いするもので、次の3目下水道費28節繰出金340万4,000円の補正は、公共下水道特別会計繰出金で、個別排水処理施設整備事業収支補てん分であります。

次の9款1項消防費1目消防事務処理費19節負担金補助及び交付金67万4,000円の補正は、消防団員退職報償金の支給及び自動車重量税変更によるものであります。

次の14ページ、15ページ。

10款教育費5項保健体育費4目学校給食費444万円の補正は、平成27年1月

から本別高等学校へ学校給食を提供するための整備経費であります。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳入ですが、10 款 1 項 1 目地方交付税 2,208 万 6,000 円の増額は、歳入歳出の差額を計上したものであります。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 3 節児童福祉費補助金 10 万 6,000 円の補正は、歳出で説明いたしました子育て世帯臨時特例給付事業に対する補助金であります。

15 款道支出金 2 項道補助金 8 目商工費道補助金 1 節商工費補助金 51 万 4,000 円の補正は、歳出で説明いたしました消費者行政活性化事業に対する補助金で、要望していました事業の採択見通しが立ったことによるものです。

16 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 2 節その他不動産売払収入 200 万 5,000 円の補正は、美里別西中・東中地区分収林歩合金であります。

18 款繰入金 2 項基金繰入金 1 2 目 1 節公共施設等整備基金繰入金 3,418 万 2,000 円の補正は、歳出で説明いたしました役場庁舎屋上防水工事を地域の元気臨時交付金を活用し実施するものであります。

以上、平成 26 年度本別町一般会計補正予算（第 3 回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

○10 番（阿保静夫君） 7 ページの工事請負費中ですが、庁舎の屋上防水補修工事で説明資料にも詳しく書いてあるのですが、ハイタフルーフリングシステムというような、多分、名前からするとかなり耐久性があるという趣旨が入っているように思うのですが、大体これ、何年くらい期待できるものなのか、説明があれば伺いたいというふうに思います。

それから、その下のパソコン周辺機器で、御説明で X P のサポート終了に伴うソフトの購入ということで、これまでも出ていたかどうかちょっと私も頭に入っていますが、ひとところ大きく報道されたとおり、かなり役場で使っている X P が関連のソフトとかパソコン本体もかな、入れかえ等で結構予算が必要だという状況があったと思うのですが、本町においては、これがもう大体最後くらいになるのでしょうか。今後もそういうものがあるのかどうなのか関連で伺いたいというふうに思います。

それから 9 ページですが、勇足の子ども教室の関係ですけれども、私はそちらに直接は参加していなかったのですが、議会との懇談会の中で、放課後教室の場所について、いろいろ要望が出ていたということで、最初、元駅というのでしょうか、コミ

センがいいのではないかという話もあったのだけど、ちょっと交通、大型車も結構とまっているということで安全の問題があるのではないかというような議論があったという、そういうような経過を聞いている程度なものですから、その辺の今後の対応というのは、どのようになっているのか伺いたいというふうに思います。

以上、3点伺います。

○議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 15年から20年というふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

備品購入費のパソコンの周辺機器の御質問でございますけども、本年3月の補正予算で本町のパソコン、ウィンドウズXPからウィンドウズ7に、ほとんどというか、更新をしているところでございます。今回の部分につきましては、建設水道課で建設土木に使用する設計、製図用のソフトがウィンドウズ7に対応していない旧バージョンであったということから、今回、業務に支障があるということで、そのソフトについて更新をするものでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 答弁、井上子ども未来課長。

○子ども未来課長（井上松子君） 今の御質問ですが、勇足放課後子ども教室の関係で、今後の対応ということだと思っておりますので、当初、平成23年のときは、人数が5名で24年4名、25年5名、ことし10名になっております。多くなったので緊急措置的な対応として公民館で今、行っておりますが、4月、5月と2カ月経った段階で、今月、保護者会を開きまして、今回先生を一人増員している、5人から10人になったということでふやしていることと、今後の場所的なことも相談することになっておりますので、そこでいろんな意見を聞いてどうするかということも相談したいと思っておりますので、そこでもいろいろ意見を聞いてどうするかということも相談したいと思っておりますので、そこでもいろいろ意見を聞いてどうするかということも相談したいと思っております。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 役場庁舎の屋根の関係ですが、7ページですが、この補修工事の中身は入札等で行うとは思っておりますけども、この技法というか手法というのは、例えば町内業者なんかでも対応できるような中身なのかどうなのか、それを伺いたいというふうに思います。

それから、XPの関係ですが、先ほど伺ったのは、これがもう大体最終なのかなということを知ったので、予算や何かで大まかなところは覚えているつもりですけども、御承知のようになるといっても、いつも思うんですけども、役場の関連ソフトを入れかえるとか、新しいものを入れるといたら大体何百万円単位なものですからね、もしこれからも何個かあるとすれば相当な金額になる可能性もあるという意味も含めて、どうなのかということを知ったので、お願いします。

○議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 私のほうから、お答えをいたします。

防水でございますが、内容といたしましては既設の屋根に発砲ポリエチレンフィルムをまず張りまして、その上にゴムのハイタフシート、これは環境にやさしいゴムということで、それを張ります。こういう材料自体は当然、メーカーから買うのでございますが、工事につきましては、管理とか施工につきましては町内業者でも可能かと考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

答弁漏れがありまして申しわけございません。

今後もあるのかという御質問だったと思いますので、基本的に今後は、今回入れかえて、今後、コンピュータの動向がどうかわるかわかりませんが、現時点ではほとんどがもう入れかえをしたと、更新をしたということで当面はないというふうに考えております。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 8、9ページの介護保険費の関係で、地域支援事業費、認知症にかかわるといことで今、説明がありましたけど、ちょっと認識不足もあるかもしれないけども、もう少し詳しくこの事業内容とかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

介護保険事業特別会計補正予算の中でも出てくるのですけれども、認知症施策につきましては、これまでも取り組みがされておりましたけれども、今後も高齢化の進展に伴いまして、さらに認知症高齢者の増加が見込まれますことから、早期発見や中、重度の方を地域で支えるための新たな対応が各自治体に求められております。

今回の認知症地域支援推進等設置事業につきましては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域での暮らしを続けることができる社会の実現を目指すもので、医療や介護、生活支援を行うサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援を行うことを目指しております。

この認知症地域支援推進員の具体的な役割としましては、認知症家族からの相談に対する対応や啓発、医療機関や介護サービスなどの地域の支援機関をつなぐコーディネーター的な役割を担い、支援員を中心として介護や医療の連携強化、地域における支援体制の構築を図ることや認知症の方や家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援、さらに地域で認知症の方への支援を行う関係者が情報交換や支援事例の検討を行う連携会議等での開催の調整などの役割を担うこととしております。嘱託医の役割としては、推進員や現場

のケアマネージャーなどからの相談に対する助言、専門医療機関へにつなぐための調整、あるいは地域の関係者会議への出席と助言等をいただくこととしております。以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 15ページの学校給食費の関係なのですが、高校への給食を提供するというので、これにつきましては議員協議会の中で説明をいただいておりますが、その中で牛乳の提供はしないというような説明があったと思うのですが、その牛乳の提供をしないのだという理由と伺いますか、今朝の報道だったと思うのですが、どこか本州の学校で牛乳の提供をやめるというようなことが示されていたような気がするのです。それで、特に何か理由があるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） お答えいたします。

義務教育、小学校におきましては、牛乳を給食に提供してございますけれども、高等学校の生徒の場合、かならずしも牛乳をつけなければならないということではございません。献立も昔と変わってきておまして、主食は御飯類が多く、パン類は週に1回程度でございます。

また、高校生以上ともなればですね、牛乳を飲まないお子さんもおられます。そしてまた、高校からですね、管理面上、牛乳の提供は差し控えていただきたいという申し出もございまして、総合的に判断しまして、高校のほうにつきましては牛乳を提供しないということにしております。

牛乳なのですが、今、義務教育の小中学校につきましては道の補助金等がありまして、牛乳は補助金がありまして42円で購入しておりますが、高等学校になりましたら、その補助金がありませんので、その辺も単価アップということで50円以上になるということもございまして、あと、先ほども言いましたが、保管場所、仮に保管をするとなりましたら、小中学校におきましては、配膳室を設けてきちんと冷蔵庫を設けて管理してございますが、高校の場合、配膳室はございませんので、その辺もございまして。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

方川英一君。

○7番（方川英一君） 4ページと5ページの歳入についてお伺いをいたします。

第16款不動産売却収入で、美里別の山を分収林で整理をしたということですが、私もいつもあそこを歩いて畑へ行くのですが、大変明るくなっていいのですが、その跡地、植林とかそういう方法では、植林をしないといけないと思うのですが、その辺はどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、工藤農林課長。

○農林課長（工藤 朗君） 分収育林の関係でございますが、分収育林の管理は総務課のほうで管理をしているわけなのですが、今、50年生が過ぎまして、今伐採が始まっているということで、今、議員、御質問のとおり、伐採跡地が返還されているというようなことで、まだ内部の中で返還の手続き等がまだ終了しておりませんので、返還等ははっきり決まり次第、造林に向けて何らかの手は打っていくというようなこと計画をしているところです。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第49号平成26年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号平成26年度本別町一般会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第50号

○議長（方川一郎君） 日程第2 議案第50号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第50号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、還付金の件数及び金額がふえたことにより予算額が不足することから増額補正を行うものです。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ1億2,469万8,000円とする内容でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金23節償還金利子及び割引料26万円の増額は、被保険者の死亡等による還付金の件数が例年より多く発生したためのものであります。

戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入。

5款諸収入2項雑入1目雑入1節雑入26万円の増額は、歳出の還付金の増額に対して広域連合から手当てされるものです。

以上、議案第50号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第50号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第51号

○議長（方川一郎君） 日程第3 議案第51号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第51号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度の介護保険制度改正において、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを重点事項としまして、一つ目として在宅医療、介護連携の推進、二つ目として認知症施策の推進、三つ目として地域ケア会議の推進、四つ目として生活支援の充実・強化の四つの施策が介護保険法に位置づけられます。

その中で、認知症施策の推進につきましては、平成26年4月の厚生労働省の通知により、制度改正を前倒しし、介護保険事業の交付金事業として実施可能となったことから、認知症の方を地域で支える仕組みづくりのさらなる充実を図るため、認知症地域支援推進員等設置事業に取り組むものであります。

具体的には、先ほども説明させていただきましたが認知症の方への対応や啓発、関係者との調整役などを担う認知症地域支援推進員1名と、推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言や専門医療機関につなぐための調整役などを担う嘱託医師1名に対する研修参加経費などの事業費の調整による増額補正であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,839万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費9節旅費2,000円の増額は、JR運賃の改正による補正であります。

2目任意事業費29万7,000円の増額は、認知症地域支援推進員等設置事業に伴う推進員、嘱託医師の研修会参加旅費及び研修会参加負担金であります。

ページを戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料8万5,000円は、第1号被保険者介護保険料見込み算定による増額、3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金11万7,000円及び5款道支出金3項道補助金1目地域支援事業交付金5万9,000円は、認知症地域支援推進員等設置事業に伴う国、道の負担分であります。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、歳出に伴い増額補正したものであります。

以上、平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明と

させていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第52号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岩城老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（岩城幸宏君） 議案第52号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,178万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費11節需用費59万4、

000円の補正は、昭和48年に養護老人ホームが建設された時に設置されました屋外の受電設備が電柱の上にあります。養護及び特別養護老人ホームに通電しておりますが、40年が経過したことにより変台の床板が、かなり老朽化しているところから安全性確保のため修繕するものであります。

さらに、設置されている高圧機器の変圧器、いわゆるトランスにおきましても更新時期となっているところから、あわせて更新するものであります。

続きまして、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費9節旅費の2,000円並びに27節公課費の3,000円の増額は、JR運賃の改正及び平成26年度税制改正に伴う調整による補正であります。

次に歳入にまいります。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました予算に伴う補正であります。

以上で、提案説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） トランスの関係なのですが、確認したいのですが、提案されているから多分、施設側で整備しなければならないものだと思うので、こうなっているのだと思うのですが、受電施設は、北電がやるのではなくて施設側、町側、受益者側で整備をしなければならないということになっているのかどうを確認したいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、岩城老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（岩城幸宏君） お答えいたします。

今、阿保議員のほうからありましたけれども、今回のものにつきましては、いわゆる役場側、こちら側の施設ということになってございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第52号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第53号

○議長（方川一郎君） 日程第5 議案第53号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第53号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,844万1,000円とする内容であります。

事項別明細書により歳出から説明いたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費13節委託料240万円及び15節工事請負費640万円の増額は、町道栄町2号通り道路工事に伴う下水道新設工事であります。

当初、栄町2号通り沿いの民地における利用形態が決まっていなかったことからマンホール、汚水枳の基数等が確定できなかったため予算計上しておりませんでした。今回、利用形態が決まり汚水管渠90メートルを新設することによるものです。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費200万4,000円の増額は、浄化槽新設を当初8基予定しておりましたが、9件の申し込みがあり増額となるものです。

戻りまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款国庫支出金1項国庫補助金1目土木費国庫補助金440万円の増額は、歳出で説明いたしました公共下水道汚水管渠の新設によるものです。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金340万4,000円の増額は、個別排水処理

施設整備事業の浄化槽基数の増及び精査により放流管延長の増による収支の調整です。

下段、7款1項町債1目土木債300万円の増額は、公共下水道污水管渠の新設により440万円の増、個別排水処理施設整備事業の140万円の減額は、浄化槽の基数は増になったものの人槽は10人槽、7人槽が減少し、5人槽がふえたため浄化槽工事費が減額となったことによるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更。起債の目的、公共下水道整備事業、限度額4,440万円を4,880万円に、個別排水処理施設整備事業、限度額1,430万円を1,290万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第53号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第54号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第54号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君） 議案第54号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、外来診療体制の変更などに伴う経費の調整を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款病院事業費用第1項医業費用を84万8,000円増額し、費用の合計を14億5,991万1,000円とするものでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的支出。

1款病院事業費用1項医業費用3目経費2節報償費出張医師謝礼金136万8,000円の増額は、本年4月から眼科外来枠の拡大に伴う経費で、従来の毎週金曜日に加え月2回の外来枠を設けるもので、札幌医大から医師派遣を受けたものでございます。

15節委託料中、呼吸器内科医師派遣62万5,000円の増額は、毎週火曜日午後開設しております呼吸器外来について、北海道補助金制度の改正などにより、本年10月から委託契約単価の変更に伴う経費を計上するもの、下段の精神科サテライトクリニック医師派遣114万5,000円の減額は、派遣元病院の診療体制の変更に伴うものですが、精神科外来は平成7年に開設し、3病院から医師の派遣を受け月4回の外来枠を設け実施しておりましたが、本年4月から月2回の派遣を受けている病院の診療体制の変更に伴い、月1回へと減少となり、精神科外来全体では月3回の外来枠となったものでございます。

今回の診療体制の変更に伴う影響についてですが、眼科につきましては、外来枠の増加により新患患者さんの予約期間の緩和など利便性の向上につながるものと考えております。

また、精神科につきましては、外来枠は減少となったものの患者数の状況などから大きな影響はないものと認識しているところでございます。

以上、平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

よろしお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、収益的支出とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第54号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第55号

○議長(方川一郎君) 日程第7 議案第55号辺地総合整備計画ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長(大和田収君) 議案第55号辺地総合整備計画について、提案理由の説明をいたします。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項に基づき、あらかじめ知事との協議のうえ、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町美里別辺地は、平成25年度で計画期間が終了したことから、今期平成26年度から平成30年度までの5カ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ、5月16日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第55号の次のページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

本別町美里別辺地。

1の辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。記載のとおりでございますので説明を省略し、各事業の概要について説明をさせていただきます。

(1)の道路、①町道東中西中間道路道路改良舗装は、本別市街地から北西約6キロメートルに位置する道道本別留辺薬線と道道美里別本別停車場線とを結ぶ区間で、延長2,093メートルの改良舗装工事であります。

次の②町道美里別川沿道路道路改良舗装は、本別市街地から北西約15キロメートル

ルに位置する美里別東上地区と美里別東中地区を縦貫する区間で、延長1,000メートルの改良舗装工事であります。

(2)の除雪機械、除雪ダンプ更新事業は、美里別東上、美里別東中及び拓農地区の除雪作業を行うダンプを本計画中に更新を図る計画であります。

(3)の通学施設、スクールバス購入事業、美里別中線、美里別統合線ですが、美里別中線は、平成26年3月に仙美里中学校が廃校となり、本別中学校に統合されたことから新たに路線を追加したことにより、また、美里別統合線は、老朽化したバスを今後、安全運行を図るためにスクールバスを本計画中に購入するものであります。

次に、3の公共的施設の整備計画であります。施設名の道路でございますが、町道2路線で、事業主体は本別町。事業費は4億4,300万円、辺地対策事業債の予定額は1億5,500万円でございます。

次の除雪機械については、除雪ダンプの更新を図るもので、事業主体は本別町。事業費は4,213万9,000円、辺地対策事業債の予定額は1,490万円でございます。

その下の通学施設については、スクールバス2台の更新を図るもので、事業主体は本別町。事業費は3,043万5,000円、辺地対策事業債の予定額は2,290万円でございます。

合計事業費は5億1,557万4,000円、特定財源3億1,716万3,000円、一般財源1億9,841万1,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1億9,280万円とする内容でございます。

以上、議案第55号辺地総合整備計画の提案にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第55号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されま

した。

◎日程第 8 議案第 5 6 号

○議長（方川一郎君） 日程第 8 議案第 5 6 号本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） 議案第 5 6 号本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の過疎計画の変更につきましては、毎年 9 月に実施しております本別きらめきタウンフェスティバルの実行委員会補助金につきまして、当初、過疎計画の事業区分において、（8）の観光又はレクリエーションとして掲載しておりましたが、本別きらめきタウンフェスティバルは、町をはじめ、農業協同組合、商工会、観光協会、建設業協会、自治会連合会など、多くの関係団体で実行委員会を組織し、基幹産業である農業の振興と商工業及び観光産業の発展、さらには町の活性化を図るた、一丸となって本イベントが取り込まれていることから、今回、本別きらめきタウンフェスティバル実行委員会補助金を（9）過疎地域自立促進特別事業、ソフト事業として計画に掲載するものであります。

このことによりまして、地域の課題を解決するためのソフト事業として、過疎対策事業債の活用を図ることができるものであります。

以上のことから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るために提案をしたものでございます。

次に、提案条文により説明をさせていただきます。

本別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

1、産業の振興、（3）計画。変更前ですが、事業名、施設名、（8）観光又はレクリエーションの事業内容中、本別きらめきタウンフェスティバル・きらめきフェスタ実行委員会補助金を削除するものでございます。

次に、変更後ですが、事業名、施策名の（8）観光又はレクリエーションの次に、（9）過疎地域自立促進特別事業を、事業内容に、本別きらめきタウンフェスティバル実行委員会補助金をそれぞれ加えるものです。

事業内容、農業、商工業、観光団体が一丸となり、広く町内外から誘客する町最大のイベント開催運営に対する支援。

事業の必要性、イベントを核とした着地型観光による誘客を進め、当町で生産・販売される良質な農畜産物を P R するとともに、商工業の経済的な波及効果の向上と観光振興を図るため。

見込まれる効果、基幹産業である農業の振興と、商工業及び観光産業の発展、更に

は町民参加・町の活性化を目指した取り組みの充実が図られる、とするものでございます。

なお、自立促進施策区分、事業主体については、変更がございません。

以上、本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第56号本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号本別町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第57号

○議長（方川一郎君） 日程第9 議案第57号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安藤社会教育課長。

○社会教育課長（安藤修一君） 議案第57号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

この車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございます。

この事故は、平成26年4月27日、午前9時50分ごろ、帯広市西4条南12丁目3番地の長崎屋帯広店駐車場南側入り口において、公用車両、ワゴン、帯広〇〇〇、〇、〇〇〇〇が駐車場を利用するため入場しようとしたところ、車高制限2.0メートルのため進入を中止したと。その際、後退したところ、河東郡音更町〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇氏の所有の車両に接触し、フロントバンパー及び車両左前部数カ所を損傷した車両事故について、民法第695条の規定に基づき、下記の通り和解し損害賠償額を定めるものでございます。

和解の相手方。住所、河東郡音更町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
氏名、〇〇〇。

和解の要旨でございますが、本件の車両事故にかかる損害賠償額を金24万3,702円と定め、本別町が〇〇〇氏に支払うものでございます。

この事故につきましては、事故の再発に向けまして、運転には細心の注意を払いながら業務を遂行してまいりたいと考えております。

以上、議案第57号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについての説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第57号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについては、原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時02分）

再開宣告（午前11時15分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第58号

○議長（方川一郎君） 日程第10 議案第58号平成26年度本別町一般会計補正

予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第58号平成26年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど議決をいただきました公用車両の交通事故に起因する修理及び損害賠償金及び臨時福祉給付事業の追加であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,054万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出ですが、3款民生費1項社会福祉費4目臨時福祉給付費20万3,000円の補正は、支給対象者へ漏れなく申請していただくための案内送付用封筒印刷及び郵便料であります。

次の8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費23万円の補正は、公用車の修繕、22節補償補填及び賠償金24万4,000円の補正は、相手車両の修繕費等を損害賠償金として支払うものであります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入ですが、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金20万3,000円の補正は、歳出で説明いたしました臨時福祉給付事業に対する補助金であります。

20款諸収入5項1目7節雑入47万4,000円の補正は、歳出で説明いたしました公用車両の交通事故に起因する修理及び損害賠償金を全額町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算（第4回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第58号平成26年度本別町一般会計補正予算(第4回)について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号平成26年度本別町一般会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 同意第1号

○議長(方川一郎君) 日程第11 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫君)〔登壇〕 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成26年8月4日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの土蔵啓一さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案をした次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

◎日程第12 発議第1号

○議長（方川一郎君） 日程第12 発議第1号本別町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 発議第1号本別町議会会議規則の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

なお、今回の改正につきましては、議会運営委員会において、議会活性化の協議、推進をしておりますが、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、本町議員が町議会の会議欠席などを含め、長期間議員活動ができない場合における当該議員報酬及び期末手当の減額措置を行うため、本規則並びに次に提案をします発議第2号の条例改正が必要となったため、改正の提案をいたしました。

それでは、条文改正を説明させていただきます。

本別町議会会議規則の一部改正について。

本別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「欠席」を「欠席等」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

議員は、閉会中においても、自己都合、疾病その他の事由により7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終ります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終ります。

これから、発議第1号本別町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第1号本別町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第2号

○議長(方川一郎君) 日程第13 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番(高橋利勝君)〔登壇〕 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

なお、今回の改正につきましては、ただいま可決をいただきました会議規則の改正に伴うものでございます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

議員報酬の減額。

第2条の2、本別町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)第2条第2項により議員としての活動ができない期間(引き続き180日以上の間をいう。以下「議員活動ができない期間」という。)がある場合の議員報酬は、その職に応じた額に、次の表に掲げる議員活動ができない期間の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額を減額した額とする。

議員活動ができない期間、180日以上365日未満、減額の割合、100分の25、議員活動ができない期間、365日以上、減額の割合100分の50、2、前項の規定による議員報酬の減額は、議員活動ができない期間が180日又は365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議員活動ができることとなったときは、その日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。

3、議員活動ができない期間の生じた事由が、北海道町村議会議員公務災害補償等

組合が認める公務災害及びその他議長が特に認めた場合については、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。

第5条第2項中「における」を「において受けるべき」に、「及び」を「と当該」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終ります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終ります。
これから、発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立多数です。
お座りください。
したがって、発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 決議案第1号

○議長（方川一郎君） 日程第14 決議案第1号「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 決議第1号「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案の理由につきましては、決議案の案文の朗読をもってかえさせていただきます。

「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議案。

ＴＰＰ協定交渉については、５月１２日から主席交渉官会合、５月１９日から閣僚会合が開催され、共同声明には、関税の取り扱いなど市場アクセスの分野と貿易や投資に関するルール分野について集中的に取り組む道筋を決めたと明記し、交渉妥結に向け交渉参加国が継続して努力する姿勢が強調された。

今後、ＴＰＰ交渉参加国は、７月の首相交渉官会合に向け、二国間交渉を重ねていくとしており、早期妥結を目指した厳しい交渉を重ねていくことが想定され、緊迫した局面がさらに続くものと考えられる。

また、先般、大筋合意に至った日豪ＥＰＡにより、ＴＰＰ交渉のなし崩しの決着にもつながりかねない懸念がある。

十勝では基幹産業である農林水産業を中心として、食産業や運輸、流通などの関連産業と連携した取り組みが盛んに進められている他、製粉工場、製糖工場、でん粉工場及び乳業工場などが地域の雇用を支えている。ＴＰＰ協定への参加は、これまでの地域振興の努力と逆行するものであり、地域の経済は甚大な影響を受け、地域社会が崩壊することが懸念される。

我々はこれまで、ＴＰＰ協定が国家主権を揺るがすＩＳＤ条項や、医療、医薬品、金融、保険、公共事業、食の安全基準、表示義務など、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す重大な問題であることを繰り返し訴えてきた。

今後も、各団体、機関、地域住民との連携を一層密にし、地域の産業、経済や住民の生活に影響が生じると見込まれる場合には、ＴＰＰ協定交渉から撤退することを求めるための強力な運動を引き続き展開する。

以上、決議する。本別町議会。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終ります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終ります。

これから、決議案第１号「ＴＰＰ協定交渉から十勝を守り抜く」決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号「T P P協定交渉から十勝を守り抜く」決議については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第5号

○議長（方川一郎君） 日程第15 意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援（1,000人）を含む1,703人とどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である生活扶助費を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2,000世帯となっており、生活保護費の削減は、就学援助を受ける全道9万4,000人の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。

また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤

教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう下記の項目について要請します。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第6号

○議長(方川一郎君) 日程第16 意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番(高橋利勝君)〔登壇〕 意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては、意見書案の案文の朗読をもってかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出、歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて取り組まれるよう政府に以下の対策を強く求めます。

記。

1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及

び一般財源総額の拡大を図ること。

3、復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

5、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

7、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8、人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第7号

○議長(方川一郎君) 日程第17 意見書案第7号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○4番(黒山久男君)〔登壇〕 意見書案第7号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案。

道教委は、新たな高校教育に関する指針(2006年)にもとづき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止、または募集停止予定、17校が再編、統合によって削減、または削減予定されています。

配置計画で再編、統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的、身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の公立高等学校配置計画では、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に募集停止としました。このことは、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、新たな高校教育に関する指針にもとづく配置計画がすすめば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約43パーセント

がなくなることになります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請します。

記。

1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある、なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、北海道教育委員会教育委員長、北海道知事、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第7号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前 11時57分）

再開宣告（午後 1時30分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 意見書案第8号

○議長（方川一郎君） 日程第18 意見書案第8号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○4番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第8号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

案文を朗読しまして提案にかえさせていただきます。

平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層、ワーキングプアの解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

こうした中で、平成20年成長力底上げ戦略推進円卓会議による合意と、平成22年、雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をした。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ7年間で90円引き上げられたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状である。

すでに、生活保護費とのかい離解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていないが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において、本年度でかい離解消を図るという答申が出された。物価上昇傾向にある中、賃金が上がらなければ働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的

な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセイフティネットとして十分に機能しているとは言えない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっている。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができるよう、審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費とのかい離を平成26年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また、景気回復と物価上昇傾向にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進めるために、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。

2、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、北海道労働局長でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第8号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第9号

○議長（方川一郎君） 日程第19 意見書案第9号現場無視の「農業改革」に反対する意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第9号現場無視の「農業改革」に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をします。

なお案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

現場無視の「農業改革」に反対する意見書案。

5月14日、政府の規制改革会議・農業ワーキンググループ、座長・金丸恭文氏は農業改革に関する意見を取りまとめた。その中では農業委員会、農業生産法人、農協のあり方の見直しを提言しており、農業委員の公選制や都道府県農業会議所制度の廃止、農業生産法人の企業参入等の要件を緩和し、事実上、一般企業の農地所有の自由化に道を開くなどを柱としている。都道府県農業会議、全国農業会議所等については、現場の農業委員会は農業会議に対する要望として法令業務に対する指導、支援、相談等、92パーセントで第1位を挙げている。

また、農協中央会の廃止や全農の株式会社化、単協の信用事業の移管などが盛り込まれており、これらはT P P受け入れの露払いとも思われるもので、農民の協同組織としての役割をも後退させるものと言わざるを得ない。

これらの農業改革は農業委員会、農協組織が果たしている農業を守り発展させるという役割を着目しない現場無視の暴論であり、農地の適正な利用と維持保全、営農の合理的発展と農民の暮らしを守るなどの基本的な農業の根本を揺るがすものであり決して容認できない。

よって、政府においては、農業現場を無視した農業改革は行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。

皆様の御賛同のほどをよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第9号現場無視の「農業改革」に反対する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号現場無視の「農業改革」に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第10号

○議長（方川一郎君） 日程第20 意見書案第10号労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第10号労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書案。

安倍政権は、企業が世界で一番活動しやすい国づくりを掲げ、財界が求めている労働者派遣制度、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の見直しを目指し、今国会に改正法案を提出しています。見直し内容は、現行の労働者派遣制度が定めている常用代替防止の原則の廃止、臨時的、一時的業務に限定の大原則を投げ捨て、期限上限を現行の1年から3年に延長するなどいずれも規制を緩和する内容です。

見直しの方向で法改正することになれば、企業は正社員を減らし、労働コストの引き下げと景気の調整弁としていつでも解雇できる派遣の導入が急速に進み、雇用不安がさらに深刻化する恐れがあります。

厚生労働省は昨年、若者を使い捨てにするいわゆるブラック企業について、離職率が高い企業約100社をはじめ、過重労働や法違反の疑いがある約4,000社を対象に監督指導を実施しました。過労死の再発防止の取り組みを徹底させることや重大、悪質な違反が確認された企業については送検し、企業名を公表することを打ち出しました。

ブラック企業根絶のためには、悪質な企業名の公表とともに、非正規雇用の増大

で、かわりはいくらでもいるという状態をなくすことが必要です。

よって、国においては派遣労働を拡大するなどの労働法制の規制緩和をやめ、ブラック企業根絶を目指し、労働者保護を柱とする派遣法の抜本改正で正社員が当たり前の社会を目指すよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

皆様の御賛同のほどをよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第10号労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号労働者派遣制度改正をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 農業委員推薦の件

○議長（方川一郎君） 日程第21 農業委員推薦の件を議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は1名とすることにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、1名とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、議長において指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、山西二三夫君の退場を求めます。

（山西二三夫議員 退場）

お諮りします。

農業委員に山西二三夫君を推薦したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、農業委員に山西二三夫君を指名することに決定いたしました。

山西二三夫君、議場にお戻りください。

（山西二三夫議員 入場）

ただいま推薦決定いたしました山西二三夫君については、任期は平成26年7月20日からと期限をつけることといたします。

◎日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（方川一郎君） 日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（方川一郎君） 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第24 議員派遣の件

○議長(方川一郎君) 日程第24 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午後 1時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月11日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 戸 田 徹